

事業系ごみ有料指定袋制度の実施実態の把握とごみ減量効果に関する研究

福田 晋伍

目 次

第一章	序論	
1-1	本研究の背景	3
1-2	本研究の目的	3
1-3	本研究の意義	4
1-4	研究の方法	4
1-5	本研究の構成	4
1-6	本研究の用語	5
	参考文献	5
第二章	有料指定袋制度でのごみ減量への取り組み	
2-1	はじめに	9
2-2	事業系ごみの概要	9
2-3	事業系ごみ有料指定袋制度の概要	9
	参考文献	10
第三章	自治体の事業系ごみ有料指定袋制度の実施実態の詳細	
3-1	はじめに	12
3-2	目的	12
3-3	調査方法	12
3-3-1	調査方法の選定	12
3-3-2	アンケート調査内容	12
3-3-3	追加アンケート	14
3-4	まとめ	29
第四章	事業系ごみ有料指定袋制度に関するごみ減量効果	
4-1	はじめに	35
4-2	目的	35

4-3	調査方法	35
4-4	結果及び考察	35
4-4-1-1	目的別ゴミ搬入量の増減と指定袋制度との関係について	35
4-4-1-2	ごみ増減割合を示すための計算方法について	36
4-4-2	目的別ゴミ処理量増減結果について	36
4-4-3	制度導入目的毎の施策実施実態について	42
4-4-4	有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性について	43
4-5	まとめ	44
第5章	結論	
5-1	本研究の結論	49
5-1-1	目的1の結論	49
5-1-2	目的2の結論	49
5-2	研究全体を通じた考察	52
5-2-1	研究全体の考察	52
5-2-2	有料指定袋制度における理想自治体モデルの提案	53
5-3	今後の課題	55

図 表 目 次

図 2-1	事業系ごみ有料指定袋制度の流れ	6
表 3-1	アンケート内容	13
表 3-2	各自治体の事業所数の割合	14
表 3-3	有料指定袋制度導入に当たり参考にした自治体の有無	14
表 3-4	有料指定袋制度以外に行っている制度や取り組みについて	15
表 3-5	各自治体の有料指定袋制度導入時期について	15
表 3-6	各自治体の有料指定袋制度導入理由について	16
表 3-7	有料指定袋制度の告知方法について	16
表 3-8	有料指定袋制度を利用する事業所に関する規模や規定の有無について	17
表 3-9	各自治体の事業系ごみ運搬収集・処理の仕方について	17
表 3-10	市役所による有料指定袋の回収の有無	17
表 3-11	各自治体が定める有料指定袋制度以外の事業系ごみの排出方法	18
表 3-12	指定袋使用時における不法排出防止のためのチェックシステムの有無について	18
表 3-13	指定袋を用いて搬入されたごみの割合	19
図 3-1	自治体に搬入されたごみの割合	19
表 3-14	有料指定袋制度実施前の課題点	20
表 3-15	有料指定袋制度実施後の課題点	20
表 3-16	有料指定袋制度導入後に発覚した問題点の改善予定	21
表 3-17	各自治体の指定袋制度導入前後のゴミ増減について	22
表 3-18	有料指定袋制度の廃止予定の有無	23
表 3-19	有料指定袋制度を廃止する又は廃止した理由	23
表 3-20	各自治体の袋の価格について	24
表 3-21	各自治体の袋のサイズ・種類について	24
表 3-22	指定袋の販売方法について	24
表 3-23	ごみ処理費用の徴収方法について	25

表 3-24	指定袋制度導入によるゴミ処理量の増減について	25
表 3-25	事業所による不正排出発見時の対処方法について	25
表 3-26	指定袋制度はゴミ処理費用の公平性を保つにはいい制度であるか	26
表 3-27	有料袋制度はゴミ減量にはいい制度であるか	27
表 3-28	指定袋制度は家庭ゴミと区別して収集するにはいい制度であるか	27
表 3-29	指定袋制度は事業所からのゴミを効率よく回収するにはいい制度であるか	28
表 4-1	目的別ゴミ処理量増減表（グループA）	37
表 4-2	指定袋制度以外のごみ排出量に向けた取り組みとゴミ処理量増減の関係（A）	38
表 4-3	指定袋制度以外での事業系ゴミ搬入方法の有無とゴミ処理量増減の関係（A）	38
表 4-4	不正搬入防止のためのチェックシステムとゴミ処理量増減の関係（A）	38
表 4-5	指定袋制度を利用している事業所数とゴミ処理量増減の関係（A）	38
表 4-6	目的別ゴミ処理増減表（グループB）	39
表 4-7	指定袋制度以外のごみ排出量に向けた取り組みとゴミ処理量増減の関係（B）	40
表 4-8	指定袋制度以外での事業系ゴミ搬入方法の有無とゴミ処理量増減の関係（B）	40
表 4-9	不正搬入防止のためのチェックシステムとゴミ処理量増減の関係（B）	40
表 4-10	指定袋制度を利用している事業所数とゴミ処理量増減の関係（B）	40
表 4-11	目的別ゴミ処理増減表（グループC）	41
表 4-12	指定袋制度以外のごみ排出量に向けた取り組みとゴミ処理量増減の関係（C）	42
表 4-13	指定袋制度以外での事業系ゴミ搬入方法の有無とゴミ処理量増減の関係（C）	42
表 4-14	不正搬入防止のためのチェックシステムとゴミ処理量増減の関係（C）	42
表 4-15	指定袋制度を利用している事業所数とゴミ処理量増減の関係（C）	42
表 4-16	内容分類別の施策実施数	42
表 4-17	指定袋制度導入理由別の施策実施項目割合	43
表 4-18	ゴミ減量結果と指定袋の価格分け一覧	44
表 4-19	指定袋の価格とゴミ減量効果の関係性分析結果(1)	44
表 4-20	指定袋の価格とゴミ減量効果の関係性分析結果(2)	44
表 4-20	指定袋の価格とゴミ減量効果の関係性分析結果(3)	45

参考 Web ページ

参考 Web ページ コピー1	59
参考 Web ページ コピー2	59
参考 Web ページ コピー3	60
参考 Web ページ コピー4	60
謝辞	62

付 録 目 次

付録	1
付録 1 : アンケート調査票	3
付録 2 : 追加アンケート調査票	14

第一章 序論

1-1 本研究の背景

わが国では、毎年 4500 万 t を超える一般廃棄物が排出されている。全体的なゴミ排出量の傾向として平成 18 年度を境に減少傾向となっはいるものの、平成 22 年における全国の一般廃棄物総排出量は 4841 万 t であり、そのうち約 3 割に当たる 1662 万 t を事業系一般廃棄物(以下事業系ごみ)が占めている。ここ数年、3 割前後で推移しており、これら処理する清掃施設への負荷や経費の問題を考えると、その減量・リサイクル施策への取り組みは急務となっている。

現在の事業系ごみの運搬・収集から処理への流れとしては、排出事業者は、事業系ごみ収集許可業者に委託契約して、事業系ごみを市町村の清掃センターに搬入して貰うことで、処理をしている。ただしそこで問題となってくるのは、その委託契約が、「事業系ごみ排出量に比例」ではなく、月々、または年々の「定額契約」になっていることである。この契約形態だと、排出事業者はごみ減量を行なっても経済的メリットが無いので、ごみ減量が促進されない。そのため、「事業系ごみ排出量に比例」した収集委託形態がごみ減量に有効となるが、ごみ収集車に計測装置を設置することや、収集業者による重量測定は現実的に困難である。

また近年、多くの自治体が家庭系ゴミの有料化に踏み出したが、それと同時に事業系ごみ、特に小規模の事業所又は店舗と、住居が併用した店舗に対して、その事業系ごみの処理の仕方についてはうやむやになっている部分が多く見受けられる。また、家庭系ゴミばかりに厳しい目が向けられる一方で事業系ごみ対策が推進されないことは、市民からの不信感を高める要因ともなっている。

そこで私は事業系ごみ有料指定袋制度に着目して、各自治体が現在行っているごみ減量化に向けた取り組み等の状況などを把握した上で、この制度の有効性について調査する。先行研究では山川が 2004 年に発表した「事業系ごみ指定袋のごみ減量効果」のみである。この研究では、事業系ごみ有料指定袋制度導入自治体は非導入自治体よりも、全体としては事業系ごみ量が少ないことは示されたが、制度導入前後での比較、制度導入経緯、違法排出防止効果などは明らかにされていない。またこの研究以降の新たな導入自治体(神戸市、鹿児島市など)も多数存在する。事業系ごみについての研究分野では、事業系ごみの減量効果について、各自治体が減量・リサイクル施策を行う上での有効な減量・リサイクル施策についてなどの研究はなされているが、事業系ごみの回収方法に着目した研究はまだなされていない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 つである。

目的1 事業系ごみ有料指定袋制度の実施実態を把握すること。

目的2 事業系ごみ有料指定袋制度ごみ減量促進効果の比較調査を行い、ゴミ減量に成功している自治体の特徴を理解すること。

本研究は全国規模で上記の比較評価を行う点、また制度導入自治体の制度導入前後での比較や、小規模または住居併用型店舗用の指定袋制度との比較も行なって比較評価する点で、上記の既存研究とは異なっている。

1-3 本研究の意義

各自治体が行う事業系ごみ有料指定袋制度に関する取り組みやその減量効果を把握することにより、これから事業系ごみ有料袋制度の導入や見直しを検討する自治体にとって、有効な施策や提言をすることのできる研究となる。また、事業系ごみ有料指定袋制度を導入している自治体の中で、さらにゴミ減量に成功している自治体の特徴などを明確にし、他の自治体の参考となる。

1-4 研究の方法

研究方法は以下の3段階で行う。

- (1) 全国の各自治体のHPを基に、事業系ごみ有料指定袋制度を導入している市を把握し基礎情報をまとめる。
- (2) 事業系ごみ対策の概要を把握するための予備調査として、電話ヒアリングを行う。
- (3) 対象自治体に対して、事業系ごみに係るアンケート調査票により調査を行う。調査結果から対象自治体の事業系ごみ有料指定袋制度の取り組み状況や特徴と、ゴミ削減量や減量効果を明確にする。

1-5 本研究の構成

第一章は、本研究における背景・目的・意義・方法、構成・用語の序論

第二章では、事業系ごみ有料指定袋に関する取り組みや制度の仕組みについて取り上げている。事業系ごみの概要、また各自治体の有料指定袋制度の細かな違いについて記載する。

第三章では、自治体に対するアンケート調査によって判明した事業系ごみ対策の実施実態や有料指定袋制度に関する細かな取り決め等を記述する。

第四章では、自治体ごとの有料指定袋制度を導入した目的や収集・運搬の違いからごみ削減量を相互比較し、効果的なごみ減量を促進する仕組みを記述する。

第五章では、目的に関するまとめや、自治体にとっての制度の有効性等をまとめる。そして最後に本研究の課題を示し、結論とする。

1-6 本研究の用語

*自治体：本研究で「自治体」とは、市制施行自治体のことを意味する。

*事業系ごみ：事業系一般廃棄物のことを意味する。

*ごみの有料化：本研究の有料化の定義として、「ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が、ごみ処理手数料として負担する制度のこと」を意味する。

<参考文献>

1) 環境省：リサイクル・廃棄物対策（リサイクル・廃棄物対策部）

<<http://www.env.go.jp/recycle>>/2011-4-13

2) 山谷修作：ごみ見える化-有料化で推進するごみ減量，

2010/04/30 出版,丸善, p 32- p 55

3) 大阪府環境局<<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>>2011-5-10

4) 有料指定袋制度 仕組みとなり立ち

<http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212404/_76/_10/_2511.html>2011-5-1

5) 山川肇：事業系ごみ指定袋のゴミ減量効果，第 15 回廃棄物学会研究発表会講演論文集 pp, 280-285, 2004

第二章 有料指定袋制度導入でのごみ減量への取り組み

2-1 はじめに

第二章では、事業系ごみ有料指定袋に関する取り組みや制度の仕組みについて取り上げている。事業系ごみの概要、また各自治体の有料指定袋制度の細かな違いについて記載する。

2-2 事業系ごみの概要¹⁾

廃棄物は大きく産業廃棄物と一般廃棄物に分かれる。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下廃棄物処理法）」及び同法施行令で定める 20 種類のもので定義されている。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義している。

事業活動に伴って生じた廃棄物であっても、産業廃棄物ではなく一般廃棄物と分類されるものがあり、これを一般廃棄物という（本研究での事業系ごみとは一般廃棄物のことを指す）。なお、産業廃棄物となる 20 種類の品目の中には業種を問わず、それが事業活動から生じたものであればすべて産業廃棄物となるものと、廃棄物処理法施行令により定められた特定業種があり、その特定業種から排出されたのも産業廃棄物となるが、それ以外の業種から排出されたものは一般廃棄物となるものがある。

2-3 事業系ごみ有料指定袋制度の概要

事業系ごみ有料指定袋制度とは、事業系ごみ排出業者が事業系ごみを排出する際に、当該自治体指定の有料指定袋に入れて排出することを義務付ける制度である。（図 2-1）

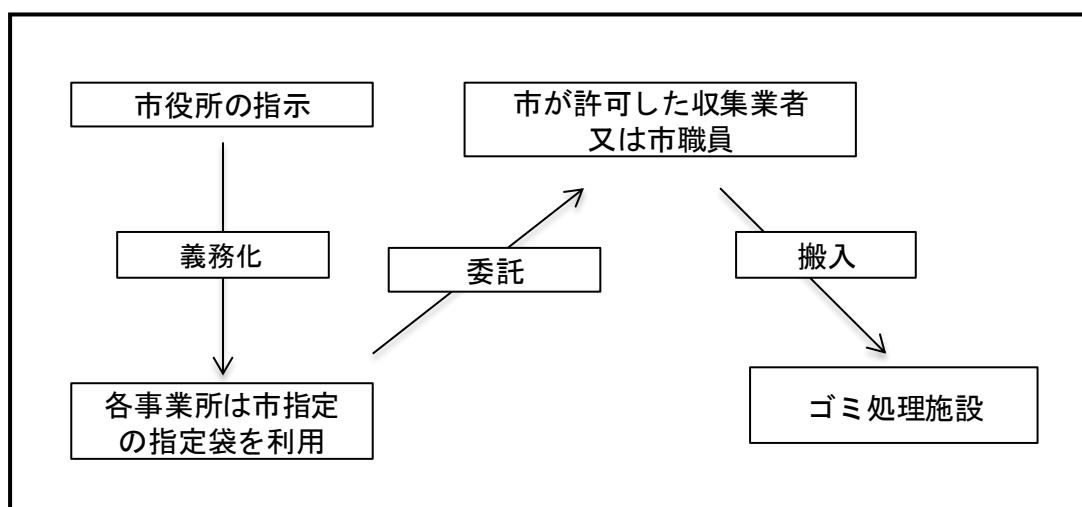


図 2-1 事業系ごみ有料指定袋制度の流れ²⁾

有料指定袋制度の導入には、「排出事業者へのごみ減量行動の促進効果」があると考えられる。³⁾

「排出事業者へのごみ減量行動の促進効果」について説明する。多くの場合、排出事業者は、事業系ごみ収集許可業者に委託契約して、事業系ごみを市町村の清掃センターに搬入してもらう。問題は、その委託契約が、「事業系ごみ排出量に比例」ではなく、月々、または年々の「定額契約」になっていることである。この契約形態だと、排出事業者はごみ減量を行っても経済定期メリットが無いので、ごみ減量が促進されない。そのため、「事業系ごみ排出量に比例」した収集委託形態がごみ減量に有効となるが、ごみ収集車に計測装置を設置することや、収集業者による重量測定は現実的に困難である。そこでその現実的な方法として、有料指定袋制度の導入がある。⁴⁾

第三章では、有料指定袋制度を導入している自治体に対して、制度の目的や導入後のごみ減量効果、制度導入前後での問題点、不法搬入等のチェックシステムの有無などを中心にアンケート調査を行い、判明した事業系ごみ対策の実施実態や有料指定袋制度に関する細かな取り決め等を記述する。

<参考文献>

1) 環境省：リサイクル・廃棄物対策（リサイクル・廃棄物対策部）

<<http://www.env.go.jp/recycle>>，2011-4-13

2) Taiko-shigen：資源ごみ分類の流れ

<<https://www.taiko-shigen.co.jp/support>>，2010-10-15

3) ごみ袋ニュース：指定袋の論点整理

<<http://www.gomibukuronews.com/kikaku/ronten/ronten.html>>，2010-11-12

4) 有料指定袋制度 仕組みとなり立ち

<http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212404/_76/_10/_2511.html>，2011-5-1

第三章 自治体の事業系ごみ有料指定袋制度の実施実態の詳細

3-1 はじめに

本章では、各自治体が行う事業系ごみ有料指定袋制度の実施実態(制度の目的や導入後のごみ減量効果、制度導入前後での問題点、不法搬入等のチェックシステムの有無)の詳細を把握する。

3-2 目的

本章では、事業系ごみ有料指定袋制度の実施実態の詳細を把握することを目的とする。

3-3 調査方法

3-3-1 調査対象の選定

上記の目的を達成するために、まず、対象の選定を行う。本研究では、2011年時点での有料指定袋制度を導入している市を対象とするため、47都道府県の全市を対象にインターネット検索による市のホームページ調査を行う。ホームページ調査によって有料指定袋制度の導入が確認された54市にアンケート票をFAX、E-Mailにて送付した。

3-3-2 アンケート調査

アンケートの質問内容は大きく6つに分けられる。一つ目は「自治体の基礎データに関して」、二つ目は「ゴミ減量に関係すると予測される項目について」、三つ目は「有料指定袋制度制定前後での問題点について」、四つ目は「有料指定袋制度の廃止案の有無について」である。本章では項目ごとに数値化した表を基に記載していく。なおアンケートの文面では質問項目に入っているが、データ分析にのみ使用する設問内容も設けているため、本章には記載しないものもある。

このアンケート票は表3-1に記載し、アンケート調査票の本文は付録1に掲載する。調査時期は以下の通りである。

アンケート調査時期：平成23年10月20日～平成23年11月15日

追加アンケート調査時期：平成23年12月14日～平成23年12月28日

またアンケートの返信状況については34市から返信があった。このうち、「古いデータは残っていない」、「市町村合併後間もないのでうやむやになっている部分があり返答には答えかねる」といった回答もあったため、本研究では28市の結果を以下にまとめることとする。

また、追加アンケートについては、一回目のアンケートの返信のあった自治体のうち、合併などによる廃棄物を合同で処理している自治体などは1つと数えて、20市に追加ア

ンケートを送信した。うち回答数は13市である。

なお追加アンケートの詳細はアンケート調査の返答を記載したのちに示し、本文は付録2に掲載する。

3-3-3 追加アンケート

3-3-2 のアンケート調査の内容の結果についての回答の確認および追加の質問を行うために追加アンケート調査を実施した。各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数はアンケート調査の返答を記載したのちに示す。

表 3-1 : アンケート内容

項目番号	質問項目	調査対象	回答方式	目的との対応
1:自治体の基礎情報に関して				
1	事業者数	自治体	記述	
2	隣接市の指定袋実施の有無	自治体	選択	①
3	参考例(自治体)の有無	自治体	選択・記述	①
4	指定袋制度以外のゴミ対策実施の有無	自治体	選択・記述	①・②
2:事業系ごみ有料指定袋に関して				
1	制度導入決定時期	自治体	記述	①
2	制度導入経緯	自治体	記述	①
3	事業者への告知期間	自治体	記述	①・②
4	事業者への告知方法	自治体	記述	①・②
5	指定袋制度の対象となる事業所の業種や規模に関する規定	自治体	選択・記述	①・②
6	指定袋の収集運搬の仕方	自治体	選択	①・②
7	搬入物の焼却の仕方	自治体	選択	①・②
8	指定袋制度以外のゴミ排出方法の有無	自治体	選択	①・②
9	不正排出防止のためのチェックシステムの有無	自治体	選択・記述	①・②
10	実際に指定袋で搬入されたゴミの割合	自治体	記述	①・②
11	指定袋の回収方法	自治体	記述	①
12	指定袋制度以外の取り組み予定の有無	自治体	選択・記述	①・②
3:有料指定袋制度導入前後での課題点に関して				
1	実施前の課題点	自治体	記述	①
2	実施後の課題点	自治体	記述	①
3	問題改善点	自治体	記述	①
4	導入後経過(ゴミの増減)	自治体	記述	①・②
4:今後に関して				
1	制度中止・または予定の有無	自治体	選択	①
2	制度中止・または中止予定理由	自治体	記述	①
5:その他				
1	その他細かい取り決め内容	自治体	記述・自由	①・②

表 3-2 から、全国の事業所数平均が 2068 市^{1, 2)} (1625511 事業所÷786 市) であり、有料指定袋制度を導入している自治体の約 60%が事業所数 5000 個所以下にあることから、制度未導入自治体と制度導入自治体の事業所数の割合に大きな違いは見られないことが分かる。

表 3-2：各自治体の事業所数の割合(n =28)

各自治体における事業所数の割合	自治体回答数	回答率
～5000個所	17	60%
5000～10000個所	8	28%
15000個所～	3	12%
合計	28	100%

* 複数回答無・記述

表 3-3 から、有料指定袋制度を導入する際に制度を既に導入している他の市を参考にするということはありませんということが分かった。また、20~30 年前から有料指定袋制度に類似した制度を導入している市については詳細のわからないといった回答が多かった。また詳細不明の回答の大半が「自治体に過去の資料に残っていない」といったことから、制度導入前の会議の段階で参考にした都市等の名前があがらなかったことが推測出来る。

表 3-3：有料指定袋制度導入に当たり参考にした市の有無(n=26)

参考にした都市の有無	自治体回答数	回答率
無	11	43%
有(同県内)	4	15%
有(他県)	3	12%
詳細不明	8	30%
合計	26	100%

* 複数回答有・選択

表 3-4 から、基本的にはゴミ減量に即した、制度の宣伝や減量の計画書の作成などが目立つが、回答として一番多かったのがごみの不正排出業者への訪問や口頭指導などである。ここから有料指定袋市度は不正搬入や指定袋の正しい利用法が事業者理解されていないことがあり、業者間の不公平が生じることが少なからずあることが分かる。こういったことから、ごみの不正搬入を防止するためのチェックシステムが必要であると推測される。

表 3-4：有料指定袋制度以外に独自に行っている制度や取り組みについて(n=30)

指定袋制度以外に独自に取り入れている制度や取り組み	自治体回答数	回答率
不正業者への訪問・口頭指導	5	17%
資源ごみ別途回収	4	13%
大規模排出事業者のみ指導	3	10%
実地調査	3	10%
説明会開催	3	10%
減量化マニュアル配布	2	7%
減量事業所奨励制度	2	7%
事業所に減量計画書提出	2	7%
指定袋以外での持ち込み禁止	1	7%
設備補助制度	1	3%
特に無し	4	13%
合計	30	100%

*複数回答有・記述

表 3-5 から、昭和終期~平成元年にかけて有料指定袋制度を導入した市は 15%だが、平成 20 年以降に導入した市はすでに 30%を超えており、近年有料指定袋制度を導入する市が増加傾向にあることが分かる。

表 3-5：各自治体の有料指定袋制度導入時期について(n=26)

各自治体の指定袋制度導入時期	自治体回答数	回答率
平成20年～	9	33%
平成10年～平成20年	8	29%
平成1年～平成10年	5	17%
昭和終期～平成1年	3	15%
詳細不明	2	6%
合計	26	100%

*複数回答無・記述

表 3-6 から、有料指定袋制度の導入理由としてはゴミ減量が大前提としてあるようである。表には記載されていないが、ゴミ減量のみを目的として導入した市はわずか 4 市で、残りの市は制度を導入した理由として「ゴミ減量」と「家庭ごみとの区別の明確化」または「小規模店舗または住居併用型店舗」と選択している結果となった。こういったことから基本的にはゴミ減量を目的としているが、その上で家庭ゴミと区別したり、小規模店舗や住居併用型店舗用に有料指定袋制度は導入されているといえる。

表 3-6：各自治体の有料指定袋制度導入理由について(n=37)

各自治体の指定袋制度導入理由	自治体回答数	回答率
ゴミ減量のため	15	41%
家庭ごみとの区別明確化	11	30%
小規模店舗または住居併用型店舗用	8	21%
その他	3	8%
合計	37	100%

*複数回答有・選択

表 3-7 から、各自治体の事業所への有料指定袋制度に関する告知期間については市広報や説明会が上位に位置しているが、指定袋制度の告知方法に関しては自治体間で大きな違いは見られなかった。ただし自治体から得た回答中には事業者に向けての説明会などを数十回ほど行ったとする自治体も存在した。

しかし表 3-14 より詳しく記載するが、有料指定袋制度実施後に起こっている問題の上位として、家庭ごみ用の指定袋を使用している業者が多いことから、告知方法が上手く機能していない印象を受けた。

表 3-7：有料指定袋制度の告知方法について(n=29)

指定袋制度の告知方法について	自治体回答数	回答率
市広報	7	24%
説明会	6	21%
文書配布	5	17%
ホームページ	4	14%
口頭	3	10%
詳細不明	2	7%
その他	2	7%
合計	29	100%

*複数回答有・選択

表 3-8 から、過半数の自治体が指定袋による排出を定めている事業所についての業種や規模についての規定は特にないと回答していることが分かる。また、「業種や規模についての規定有り」と答えた自治体の回答の多くは、一回の回収時のごみ排出量によって規定が定められているというもので、基本的には多量排出事業所に対しては指定袋に入れて排出する手間を省くため直接搬入を許可しているといった回答である。

また有料指定袋制度を導入した理由に小規模店舗や住居併用型店舗との区別を挙げている自治体は排出量の規定について、一日に排出されるゴミ量が一般家庭と同程度の

事業所のみ指定袋制度の対象とする回答が多くなっている。

指定袋制度を利用する事業所に関する規模や規定の有無	自治体回答数	回答率
排出量の規定無し	12	52%
排出量の規定有り	8	35%
詳細不明	2	9%
その他	1	4%
合計	23	100%

表 3-8：有料指定袋制度を利用する事業所に関する規模や規定の有無について(n=23)

表 3-9 から、各自治体のゴミ運搬・収集の体制について最も多かったのは、収集運搬は自治体が許可した業者(業者)で処理が直営(自治体運営)といった形になった。次いで多い回答となったのはその他であるが、内容としては、

* 複数回答有・選択

- ・一部事務組合にて処理...3 回答
- ・資源ごみは別途無料回収又は民間委託...3 回答
- ・不燃物は直営処理... 2 回答

といった形となる。なお直接搬入のみと答えた自治体は多量排出事業所限定で更に有料指定袋を使用しなくてもよいといったものが大半であった。質問内容に「有料指定袋の」ではなく「事業系ごみの」と記載したことから、指定袋の回収の仕方以外にこう言った回答が得られたと考えられる。

表 3-9：各自治体の事業系ごみ運搬収集・処理の仕方について(n=31)

各自治体のゴミの運搬収集・処理の仕方について	自治体回答数	回答率
運搬収集：民間 処理：自治体	17	56%
運搬収集：自治体 処理：自治体	3	8%
運搬収集：民間 処理：民間	3	8%
運搬収集：自治体 処理：民間	0	0%
直接搬入のみ	2	4%
その他	8	24%
合計	33	100%

* 複数回答有・選択

表 3-10 から、市役所による戸別収集はほとんどの自治体で実施していないことが分かる。またこれは上記にある表 3-9 と多少かぶる部分があるが、有の場合は小規模または住居併用型店舗のみの回収が多く、大型ゴミや資源ごみなどの場合はシールや

券を事前に購入したうえで別途市役所による回収が発生するものとなっている。

表 3-10：市役所による戸別回収の有無について(n=20)

市役所による回収の有無	自治体回答数	回答率
無	15	76%
有	3	15%
シールや券のついている者のみ回収	2	9%
合計	20	100%

*複数回答無・選択

表 3-11 から、各自治体の有料指定袋以外での事業系ごみの排出方法について、直接搬入と資源ごみによる別回収の二項目によって過半数となっていることがわかる。これらの結果から、有料指定袋制度以外での排出も認めている自治体が多いといえる。

表 3-11：各自治体が定める有料指定袋制度以外の事業系ごみの排出方法(n=22)

各自治体の指定袋以外の排出方法	自治体回答数	回答率
直接搬入	6	27%
資源ごみによる別回収	6	27%
大きなごみには指定袋やシールを張る	5	23%
大量排出事業所では別回収(許可業者の搬入も含む)	4	18%
古紙の無料回収	1	5%
合計	22	100%

*複数回答無・選択

表 3-12 から、指定袋利用による事業系ごみの不正排出によるチェックシステムの有無については「特になし」、「収集業者がごみ収集時に袋ごとに確認・不正があれば報告」の二項目が過半数を占める回答となった。また、無記入の自治体も少なからずあった。この結果から、不法排出防止のためのチェックシステムは民間業者が収集するときに確認する以外ほぼ取り決めがなされていないといえる。しかし収集業者に袋ごと調べて貰うのは不正を防止するに当たって確実ではあるが、実際問題として規模の小さい自治体や戸別訪問方の収集を行っている自治体を除いて、現実的ではない方法といえる。有料指定袋制度を導入する目的に公平性を保つためとしている自治体が多くある中、不正防止のためのチェックシステムが確立されていない状況であるといえる。

なお指定袋制度を利用して排出される事業系ごみの不正排出の例としては

- ・小規模又は住居併用型店舗が家庭ごみも事業系ごみ用の指定袋で排出している
- ・指定袋制度を利用するための事前申請をせずに利用している

- ・袋の許容量を超えてごみを詰め込んで排出している
 - ・産業廃棄物を混ぜて排出している
- といったことが挙げられる。

表 3-12：指定袋使用時における不法排出防止のためのチェックシステムの有無について(n=22)

事業系ごみの不法排出におけるチェックシステムの有無	自治体回答数	回答率
収集業者に袋ごとに報告	7	32%
年に数回の抜き打ち調査	4	18%
利用者には事前に申請してもらう	2	8%
施設管理者がチェック	1	5%
指定袋で排出しない場合課金される	1	5%
特に無し	7	32%
合計	22	100%

* 複数回答無・選択

表 3-13 は各自治体に搬入されたごみの内訳を三通りに分けて聞いた回答結果である。質問内容に沿った形で自治体のほうでゴミ量に関する調査を行っている自治体からの回答は得られたが、全体の 7 割は不明・又は無回答といった回答となった。回答を得られた自治体の半数は③の列に記載されているように不正搬入または指定袋を使用せずに搬入されているごみがあるといった回答を述べている。なおこのアンケート項目に同様に記載した図は下記に記載する。

表 3-13：指定袋を用いて搬入されたゴミの割合(n=7)

項目番号と自治体名	②実際に指定袋で搬入された事業系ごみ量	③指定袋で搬入すべきだが指定袋で搬入されなかった事業系ごみ量	④指定袋の対象外の事業系ごみ搬入量
1 石川県 輪島市	12%	88%	0%
2 島根県 浜田市	28%	16%	56%
3 福岡県 古賀市	76%	15%	8%
4 福岡県 久留米市	87%	13%	0%
5 福岡県 宗像市	87%	0%	13%
6 島根県 出雲市	6%	0%	94%
7 静岡県 静岡市	88%	0%	12%

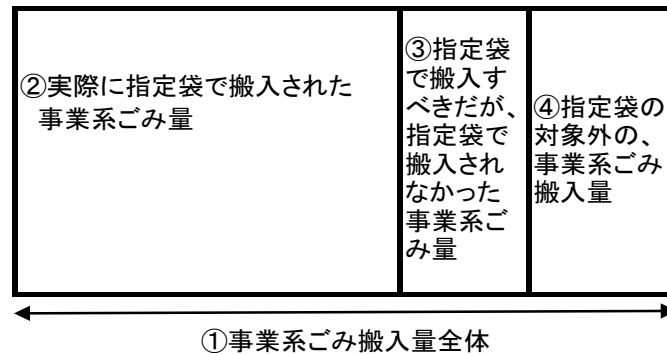


図 3-1：自治体に搬入されたゴミの割合

表 3-14 から、有料指定袋制度実施前の課題点としては各自治体様々であることがわかるが特に無しと答えた自治体が全体の 3 割となった。またやはり家庭ごみが混入またはその逆で家庭ごみに事業系ごみが混入することは問題として挙がっている。こういったことから先にあげたチェックシステムの確立の重要性が伺える。

表 3-14：有料指定袋制度実施前の課題点(n=24)

実施前の課題点	自治体回答数	回答率
家庭ごみと事業系ごみが混ざっていて不公平が生じていた	4	17%
不法投棄の増加	3	13%
指定袋の販売方法	3	13%
大型ごみの手数料徴収方法と価格	3	13%
詳細不明	3	13%
特になし	8	31%
合計	24	100%

* 複数回答無・記述

表 3-15 から、有料指定袋制度実施後の課題点としてはここでも指定袋制度実施前の問題点と同じように、家庭ごみ用の指定袋を使用して排出している事業所があるということの問題点として全体の約三割の自治体が挙げている。またその他の問題に共通してみられるのは事業所間でのマナーの悪さや制度自体の認知度が挙げられると考える。また、かなり少数意見であるが、他市との合併による事業系ごみの排出方法の差異による問題なども見られた。こういったことから調査していない自治体でも当初は有料指定袋制度を導入していたが、他市との合併により廃止した、またはやむやみになっている、改善したどの例もある可能性もあると推測される。

あらゆる設問でこの家庭ごみとの混同問題が生じていることからやはり指定袋制度を導入するには、「制度自体の認知度」や「事業所・役所間の制度を導入する意味合いの共通認識」、また不正業者を取り締まるためのチェックシステムの構築が課題となる

ことが分かる。

表 3-15：有料指定袋制度実施後の課題点(n=22)

実施後の課題点	自治体回答数	回答率
家庭ごみ用の指定袋を使用している	7	32%
一般廃棄物と産業廃棄物が混ぜて出される場合がある	4	18%
申告制にも拘らず、申告せずに指定袋を使用している	3	13%
規定量より多く袋に入れる業者がいる	1	5%
合併による各市の排出方法の差異	1	5%
特になし	6	27%
合計	22	100%

* 複数回答無・記述

表 3-16 から、収集所を担当している自治体に監視を要請しているといった回答が全体の四割を占めた。

これは表 3-12 の「各自治体のチェックシステムの有無について」で明らかになった、民間の収集業者に依頼するといった回答と似通った結果になった。その他の回答としては市役所員や清掃センターの方々による口頭による注意や分別の周知徹底をしている自治体が多かった。しかし無回答や現在考察中といった回答も目立つ。

表 3-16：有料指定袋制度導入後に発覚した問題点の改善予定(n=19)

問題点の改善予定	自治体回答数	回答率
収集所を担当している自治体に監視を要請している	8	42%
分別の周知徹底をしている	5	26%
口頭注意を繰り返している	2	11%
現在考察中(制度見直し等)	1	5%
小分けに入れるための袋を制作	1	5%
特になし	2	11%
合計	19	100%

* 複数回答無・記述

表 3-17 から，回答を得られた 14 市についてのゴミ増減結果の表をまとめるとこういった結果になった。

右の欄のゴミ増減結果については，有料指定袋制度導入の二年前のゴミ処理量と最も新しいデータである 2010 年度の各自治体のゴミ処理量を比較したものである。この比較した理由としては，指定袋制度を導入した年度の前後 4 年のゴミ処理量の増減の流れは 4 章で触れるが，長期的にみたゴミ増減結果については不明なためである。なおゴミが増加した自治体と減少した自治体の比率は 7 : 6 となった。

表 3-17：各自治体の指定袋制度導入前後のゴミ増減について(n=14)

自治体名	*より二 年前	*より一 年前	*の翌年	*より二 年後	今年度 (2010年)	増減結果
石川県 輪島市	10988 t	11106 t	11406 t	9125 t	7552 t	減
千葉県 千葉市	75185 t	79708 t	79953 t	80216 t	75795 t	減
島根県 浜田市	1348 t	1409 t	2059 t	2189 t	2405 t	増
茨城県 鹿嶋市	2892 t	2829 t	3545 t	3889 t	3954 t	増
和歌山県 和歌山市	181792 t	189281 t	178785 t	184444 t	181201 t	増
福岡県 古賀市	526700 t		574300 t		596044 t	増
福岡県 久留米市	36303 t	31408 t	23869 t	25936 t	27323 t	増
福岡県 宗像市	7904 t	7675 t	8222 t	8332 t	8813 t	増
福岡県 筑志野市	不明	不明	818365 t	823680 t	799904 t	減
静岡県 伊豆市	5266 t	不明	4507 t	不明	4507 t	減
大阪府 高石市	5046 t	不明	4483 t	4713 t	4713 t	増
大阪府 和泉市	28955 t	不明	26504 t	25946 t	25946 t	減
東京都 調布市	8782 t	8242 t	9144 t	7904 t	4369 t	減
静岡県 静岡市	不明	不明	不明	不明	77000 t	不明

* 事業系ごみ有料指定袋制度導入

表 3-18 から、約 9 割の自治体が今後有料指定袋制度を廃止する可能性はなしと回答している。現在に近づくにつれて有料指定袋制度が導入されている背景から、納得のいく回答結果であるといえる。

表 3-18：有料指定袋制度の廃止予定の有無(n=28)

今後指定袋制度を廃止する予定の有無	自治体回答数	回答率
無	26	93%
有	2	7%
合計	28	100%

* 複数回答無・選択

表 3-19 から、有料指定袋制度を廃止する又は廃止した理由として、20 年以上前に制定された制度なので現在の状況に合わないといったものや、市町村合併を行ったため既存の制度では統合が難しく不具合が生じるといったものである。

表 3-19：有料指定袋制度を廃止する又は廃止した理由(n=2)

指定袋制度を廃止する又は廃止した有無	自治体回答数	回答率
新潟市：新潟市では平成19年6月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、それに伴い、事業者の自己処理責任を明確化し、事業系ごみの指定袋の使用を廃止した。廃止の目的としては制度統一と公平化やごみの排出を抑制し、資源物をリサイクルへ誘導する狙いもある。	1	50%
静岡市：現在旧静岡市域のみで指定袋制度を運営しており、旧清水市域では事業所用指定袋による回収は実施していない。同一市内での制度の統一がなされていない現状がある。また指定袋に関しては現在行政回収をしているが事業系ごみは自ら処理が原則なため許可業者による収集にすべきといった考えもある。	1	50%
合計	2	100%

* 複数回答無・記述

3-3-6 追加アンケート回答結果

追加アンケートの質問項目については「指定袋の価格・種類について」、「指定袋の販売・配布方法について」、「指定袋制度導入ごみ処理量増減結果について」、「不正業者への対応の仕方について」、「その他記述」となっている。以下に記載する。

表 3-20 から、袋の価格は 100~200 円が最も多いことが分かる。また下記にも記載するが、これらの自治体の殆ど全てが指定販売所やスーパー・コンビニ等の小売店で販売し、また販売所からごみ処理費用を徴収している。

表 3-20：各自治体の袋の価格について（n=32）

各自治体の袋の価格	自治体回答数	回答率
100~200	12	36%
50~100	6	19%
0~50	6	19%
200~300	4	14%
300~400	3	9%
500~	1	3%
無料配布	0	-
合計	32	100%

* 複数回答有・選択

表 3-21 から、指定袋のサイズや種類は 2 種類の自治体が一番多いことが分かった。種類については可燃ごみ・不燃ごみで違う袋に分けて出すといったものとなった。

表 3-21：各自治体の袋のサイズ・種類について（n=12）

各自治体の袋のサイズ・種類について	自治体回答数	回答率
2種類	5	41%
3種類	2	17%
4種類	2	17%
6種類	1	8%
5種類	0	-
特になし	2	17%
合計	12	100%

* 複数回答無・選択

表 3-22 から、指定袋の販売方法はコンビニやスーパーなどの指定販売所が大半を占める結果となった。また許可業者独自で指定袋を作成・配布しているといったものも回答に見受けられた。

表 3-22：指定袋の販売方法について（n=12）

指定袋の販売方法について	自治体回答数	回答率
指定販売所(コンビニやスーパーなど)	10	90%
担当窓口(市役所)	1	5%
許可業者組合	1	5%
合計	12	100%

* 複数回答無・選択

表 3-23 から、82%の事業所が販売所を通じてごみ処理費用を事業者から収集していることが分かる。

表 3-23：ごみ処理費用の徴収方法（n=12）

ゴミ処理費用の徴収方法	自治体回答数	回答率
3. 販売所などを通じて徴収	9	82%
1. 許可業者を通じて徴収	1	6%
2. 市役所を通じて徴収	1	6%
4. その他	1	6%
合計	12	100%

* 複数回答無・選択

表 3-24 から指定袋制度導入によるゴミ処理量の増減については、増加したといった回答は見受けられなかったが、減少したと答えた自治体はわずか 1 市といった結果になった。この設問では約 73%の自治体がその他といった回答になったが、理由としては有料指定袋で収集された事業系ごみのみを処理するわけではないので、有料指定袋制度を利用することによって起こったごみ処理量の減量については把握していない・不明であるといったものである。またごみ収集時に家庭ごみと同様に運搬する自治体も多くあり、ここでもごみ減量に指定袋制度がどの程度関わっているかはわからないのが現状である。

表 3-24：指定袋制度導入によるゴミ処理量の増減について（n=11）

指定袋制度導入によるゴミ処理量の増減について	自治体回答数	回答率
3. どちらでもない	2	18%
1. 減少した	1	9%
2. 増加した	0	-
4. その他	8	73%
合計	11	100%

* 複数回答無・選択

表 3-25 から、不正排出事業者への対処方法について最も多かったものとして、直接注意や勧告等が全体の 60%を占めた。基本的に収集時に指定袋に問題があった場合は収集しないなどの方法をとる自治体もあるが、アンケート調査時にも判明した通り、許可業者に任している自治体が多いので事業所に直接注意出来るようである。

表 3-25：事業所による不正排出発見時の対処方法（n=11）

事業所による不正排出発見時の対処方法	自治体回答数	回答率
直接注意や勧告等	7	60%
収集せず	3	27%
事業所登録情報の確認	1	13%
合計	11	100%

* 複数回答無・選択

3-3-7 各自治体の事業系ごみ有料指定袋制度に対する意識調査

以下より記載する表 3-26, 3-27, 3-28, 3-29 は各自治体の事業系ごみ有料指定袋制度に対する意識調査である。回答していただいた範囲で記載することとする。

表 3-26 より、「有料指定袋制度はごみ処理費用の公平性を保つにはいい制度であるか」という質問に対して約 82%の自治体は「そう思う」と回答している。これは指定袋を指定の販売所から購入する際にすでにごみ処理費用を徴収している自治体が多かったためこう

いった結果になったと考えられる。しかし袋代のみを代金としている自治体にとっては、公平性を保つ制度としては一概に言い切れないといえる。

表 3-26：指定袋制度はごみ処理費用の公平性を保つにはいい制度であるか（n=12）

指定袋制度はゴミ処理費用の公平性を保つにはいい制度であるか	自治体回答数	回答率
1. そう思う	10	82%
2. そうは思わない	1	9%
3. わからない	0	-
4. その他	0	-
5. 無回答	1	9%
合計	12	100%

* 複数回答無・選択

表 3-27 より、「有料袋制度はごみ減量にはいい制度であるか」という質問に対して約 82% の自治体は「そう思う」と回答している。しかし表 3-24 でも判明したが、現在のごみの収集方法では有料指定袋制度でのごみ減量率は把握できない。ただし以前より有料指定袋の購入枚数が減少したことから、ごみ搬入量は減少していると考えている自治体もあった。

また「そうは思わない」といった回答について、ごみ処理が有料であることにより、ある程度のごみ減量の意識付け効果はあると思うが、処理施設への直接持込みや一般廃棄物収集運搬業許可業者の処理料金よりも、自治体の清掃センターでの料金設定が低いこともあり、一概にごみ減量の促進に有効かどうかはわからないといったものであった。各自治体によって様々な状況はあるが、有料指定袋の料金設定によってごみ減少率にばらつきがあると思われる。

表 3-27：有料袋制度はごみ減量にはいい制度であるか（n=12）

指定袋制度はゴミ減量にはいい制度であるか	自治体回答数	回答率
1. そう思う	10	82%
3. わからない	1	9%
2. そうは思わない	0	-
4. その他	0	-
5. 無回答	1	9%
合計	12	100%

* 複数回答無・選択

表 3-28 より、「有料指定袋制度は家庭ごみと区別して収集するにはいい制度であるか」という質問に対して約 92%の自治体が「そう思う」と回答している。しかし有料指定袋制度導入前後で「家庭ごみと事業系ごみの混合排出」が一番の問題として挙がっていることから、あらゆる問題・背景はあるが、有料指定袋制度はこの問題に対して一定の効果は見受けられるものの、問題をクリア出来るまではいかないといえる。

表 3-28：指定袋制度は家庭ごみと区別して収集するにはいい制度であるか（n=12）

指定袋制度は家庭ごみと区別するにはいい制度であるか	自治体回答数	回答率
1. そう思う	11	92%
2. そうは思わない	0	-
3. わからない	0	-
4. その他	0	-
5. 無回答	1	8%
合計	12	100%

* 複数回答無・選択

表 3-29 より、「有料指定袋制度は事業所からのごみを効率よく回収するにはいい制度であるか」という質問に対して約 82%の自治体が「そう思う」と回答している。

また「その他」の回答としては、有料指定袋の場合、排出者の確認がとれず、結果違反ごみが出されることもあり、事業系ごみ減量や他の事業者の排出者責任の徹底といった面からすると必ずしも有効とは言えないといったものがあつた。アンケート調査での表 3-12 からもわかるように、事前に有料指定袋制度利用者に対して登録番号を割り振っている自治体は全体の 8%にとどまっているため、こういった弊害が起きていると考えられる。しかし利用者が多ければ多いほど登録番号制を導入するのは現実的な方法とは言えないため、この点については有料指定袋制度の欠点ともいえる。

表 3-29：指定袋制度は事業所からのごみを効率よく回収するにはいい制度であるか（n

指定袋制度は事業所からのごみを効率よく回収するにはいい制度であるか	自治体回答数	回答率
1. そう思う	10	82%
2. そうは思わない	0	-
3. わからない	0	-
4. その他	1	9%
5. 無回答	1	9%
合計	12	100%

=12)

3-4 まとめ

アンケート調査から、「自治体の基礎情報に関して」、「ゴミ減量に関係すると予測される項目について」、「有料指定袋制度制定前後での問題点について」、「有料指定袋制度の廃止案の有無について」という各施策の実施実態が明らかになった。それらの結果を以下に示す。

*複数回答無・選択

1) 自治体の基礎情報に関して

- ①事業所数の数が理由で有料指定袋制度を導入する傾向に違いは特に無かった。
- ②有料指定袋制度を導入するに当たり、80%の自治体が特に制度を導入する前に他の自治体を参考にすることとはなかった。
- ③各自治体の有料指定袋制度以外に事業系ごみへの対策として、上位に「資源ごみの無料回収」、「多量排出事業者に対する減量計画書の提出要請」、「不正排出事業者への口頭注意」などがある。

2) ゴミ減量に関係すると予測される項目について

- ①平成20年以降に導入した市はすでに全体の30%を超えており、近年有料指定袋制度を導入する市が増加傾向にあるというということがわかった。
- ②有料指定袋制度を導入した理由として約40%の自治体が「ごみ減量」のため、約30%が「家庭ごみと区別」するため、約20%が「住居併用または少量排出事業者と区別」するためとなった。
- ③有料指定袋制度の導入に際しての事業所の規模や業種による規定の有無については、約50%が特になし、約40%が規定ありとなった。規定ありの内訳として、一度のごみ回収に一袋のみ回収といったような、あらかじめごみ搬入量の上限に規定が定められているというものである。

また有料指定袋制度を導入した理由に小規模店舗や住居併用型店舗との区別を挙げている自治体は、制度の対象に関する規定について、一日に事業所から排出されるゴミ量が一般家庭と同程度の事業所のみ指定袋制度の対象とするといった回答が多くあった。

- ④各自治体のゴミ運搬・収集の体制について最も多かったのは、収集運搬は自治体が許可した業者(民間)で処理が直営(自治体運営)といった形になった。
- ⑤市役所による戸別収集はほとんどの自治体で実施していない。
- ⑥不正排出業者へのチェックシステムとしては許可業者に任しているか特に具体的なものはなしといった自治体が大半を占めている。

3) 有料指定袋制度導入前後での問題点について

- ①有料指定袋制度導入前での問題点として全体の三割の自治体は特になしといった回答になった。そのほかの回答として家庭ごみが混入またはその逆で家庭ごみに事業系ごみが混入は問題として挙げられている。
- ②有料指定袋制度を導入してから起こった問題点として家庭ごみの混入が上位に挙げられた。これは指定袋の認知度不足や利用者のマナー違反が挙げられる。また市との合併による事業系ごみの排出方法の差異による問題なども見られた。
- ③問題点を把握した後の行動としては収集所を担当している許可業者にゴミの確認や監視を要請しているといった回答が全体の四割を占めた。

4) 有料指定袋制度の廃止案の有無について

- ①約 9 割の自治体は有料指定袋制度の廃止は検討していない。
- ②有料指定袋制度廃止の主な理由は市町村合併による自治体内での制度や仕組みの違いが生じたことや、制度導入時から歳月が流れ現在の自治体の規模や仕組みとの不具合が生じたことが挙げられる。

5) 有料指定袋制度に関する細かな取り決めについて

- ①袋の価格は 100~200 円が最も多く、またこれらの自治体の殆ど全てが指定販売所やスーパー・コンビニ等の小売店で販売し、また販売所からごみ処理費用を徴収している。
- ②有料指定袋で収集された事業系ごみのみを処理するわけではないので、有料指定袋制度を利用することによって起こったごみ処理量の減量については把握していない・不明であるといった自治体が全体の 73% である。またごみ収集時に家庭ごみと同様に運搬する自治体も多くあり、ここでもごみ減量に指定袋制度がどの程度関わっているかはわからないのが現状となっている。

6) 各自治体の有料指定袋制度に関する意識調査について

- ①80%以上の自治体が「ごみ処理費用の公平性」、「ごみ減量促進効果」、「家庭ごみの区別明確化」、「ごみを効率よく回収」する上で有料指定袋制度は有効であると回答している。
- ③有料指定袋制度の値段設定（他の排出方法による事業系ごみ処理の費用と比較した場合）によってごみ減量効果に差があると予測される。

3-5 第3章全体のまとめ

アンケート結果でよく目に付いたのは家庭ごみの混入問題や利用者が正確に制度を理解していないといった問題である。自治体が有料指定袋制度を導入した理由に家庭ごみとの区別の明確化やゴミ処理費用の公平性を保つといった部分が大きいといったことから、不法排出防止のためのチェックシステムの確立は急務であると考えられる。

現在のところでは、市役所員による事業所への口頭注意や民間業者が収集するときに確認する以外ほぼ取り決めがなされていないといえる。収集業者に袋ごと調べて貰うのは不正を防止するに当たって確実ではあるが、実際問題として規模の小さい自治体や戸別訪問方の収集を行っている自治体を除いて、現実的ではない方法といえる。

また現在抱える有料指定袋に関する問題点として、他市との合併による事業系ごみの排出方法の差異による問題なども見られた。こういったことから調査していない自治体でも当初は有料指定袋制度を導入していたが、他市との合併により廃止した、またはうやむやになっている、改善したどの例もある可能性もあると推測される。

こういったことからあらゆる設問でこの家庭ごみとの混同問題が生じている結果より、やはり指定袋制度を導入するには、「制度自体の認知度」や「事業所・役所間の制度を導入する意味合いの共通認識」、また不正業者を取り締まるためのチェックシステムの構築を課題となることが分かる。また有料指定袋制度のごみ減量効果に関しては、ごみ収集運搬・処理の段階で他のごみと混ざってしまうためはっきりとはわからないという結果となった。しかし事業所がごみを排出する際に指定袋を利用する段階で、「何日分のごみを何袋で出す」と明確に分かるのでごみ減量促進効果は期待できると考えられる。

第四章 事業系ごみ有料指定袋に関するゴミ減量効果

4-1 はじめに

本章では、各自治体が行う事業系ごみ有料指定袋制度を導入した目的毎に分けてそこから制度の仕組みについて評価し、さらに追加アンケートの回答結果を踏まえて比較評価していく。

また追加アンケート調査によって明らかになった指定袋の価格とごみ減量効果の関連性についても 4-4-4 以降分析していく。

4-2 目的

各自治体の制度の導入実態から実際のゴミ減量効果を照らし合わせて、制度の導入実態とゴミ減量等の関係を導き出すことで、これから新規に導入する自治体や制度の見直しを検討する自治体にとって有効な減量施策を示すことである。

4-3 調査方法

第三章で記載したアンケート結果と追加アンケート結果を基に目的を達成する。アンケート調査の概要は第三章 3-3 で述べた通りである。

有料指定袋制度の減量効果を検証するにあたり、各自治体の有料指定袋制度導入による目的別に分けて考えることとする。

ここでの目的別に自治体を分けるデータは第 3 章の表 3-6 に記載されたものを使用する。なお、表 3-6 では有料指定袋制度を導入した目的を大きく分けて 3 つ、「ゴミ減量のため」、「家庭ごみとの区別の明確化」、「小規模店舗または住居併用型店舗用」であったが、これら 3 つの目的を軸として、分析の際には「ゴミ減量のため」と回答した自治体はグループ A にし、「家庭ごみとの区別の明確化」と答えた自治体はグループ B、「小規模店舗または住居併用型店舗用」と答えた自治体はグループ C とする。またアンケートにおいて 2 つないしは 3 つ全ての項目にチェックをした自治体に関しては、グループ A・B・C 全ての観点から分析することとする。

また指定袋の価格とごみ減量効果の関連性については各データをまとめて表に記載したのち、クロス集計、重回帰分析を行い分析していくこととする。

4-4 結果及び考察

4-4-1-1 目的別ゴミ搬入量の増減と指定袋制度との関係について

ここでは第三章の表 3-17 のデータを基にアンケートにて回答を得た自治体の事業系ごみ搬入量の増減を、指定袋制度を導入した前後で分析していく。なお有料指定袋制度を導入した目的別に自治体を分けるが、その中での自治体の順番は適当に並べることとする。

る。

また今回行ったアンケートで、回答を得た自治体の中で項目別に市名を掲載していかどうか伺っており、市名掲載NGが出た項目についてはあらかじめ自治体に割り振ったアルファベットを市名代わりに記載することとする。

4-4-1-2 ゴミ増減割合を示すための計算方法について、

アンケートによって明らかになった有料指定袋制度を導入した年度の前後4年(施行前々年度から施行翌々年度まで、の意味;以下同じ)の事業系ごみ処理量を基に計算を行う。

事業系ごみ処理量の増減割合とは、有料指定袋制度を導入した年度から前後4年を比較した際、事業系ごみ処理量がどの程度減少、もしくは増加しているかを示すものである。

有料指定袋制度が施行された年度の翌々年度の事業系ごみ処理量から、有料指定袋制度が施行された年度の前々年度の事業系ごみ処理量を引いたものを、前々年度の事業系ごみ処理量で除した。これにより、事業系ごみ処理量の増減割合を算出した。割合の計算方法例を以下に示す。

例：前々年度の事業系ごみ処理量が39,221 tで、翌々年度の事業系ごみ処理量が30,157 tである場合。

計算式： $(30,157-39,221)/39,221 \times 100 = -23.1$

事業系処理量増減割合：-23.1%

なお、この表を作成するに当たっては、アンケート項目2-9において回答を得た自治体のみを対象として数値化し、それ以外の自治体については除外する。

回答を得た自治体のゴミ処理量増減結果を下記の表4-1、表4-6、表4-11に示す。

4-4-2 目的別ゴミ処理量増減結果について

本研究の目的である、自治体の事業系ごみ有料指定袋制度の取り組み実態や目的と、有料指定袋制度導入前後での事業所からのごみ排出量の増減の関係性を導くために、自治体の制度導入の目的別に三つに分け(詳細は4-3参照)、ごみ処理量の増減結果に関係の深いと考えられる項目、「指定袋制度以外の取り組みとごみ処理増減の関係」「指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係」「不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係」「指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係」の四項目で検証していく。

なおグループを構成する自治体については表3-17に記載されている自治体のなかで、追加アンケートに回答をいただいた自治体を目的別に分ける。内訳としてはグループA(12自治体)、グループB(9自治体)、グループC(4自治体)となる。

下記よりグループA～グループCの順に記載していく。

表 4-1 から、アンケート調査時に有料指定袋制度を導入する目的として「ゴミ減量」を挙げていた 10自治体のうち6自治体について、事業系ごみのごみ処理量の減少が見られる。

また右の欄のごみ増減結果については、有料指定袋制度導入の二年前のごみ処理量と最も新しいデータである 2010 年度の各自治体のごみ処理量を比較したものである。これを見ると、減量に成功している自治体の 6 自治体の内のほとんどが長期的に見てもごみ減量を行えていることがわかる。

逆に有料指定袋制度を導入した前後でごみ処理量が増加した自治体は 4 自治体あった。またその後の経過として 3 自治体が増加傾向にあることがわかる。特に浜田市は前々年費と比べて大幅に増加しているが、その他にも 20~50%もの増加率がある自治体も存在する。これには景気やごみ処理費の改定、施策の徹底具合、市町村合併など様々な要因が考えられるが、それらの検証はできなかったため今後の課題としたい。

しかし各自治体のごみ処理量増減の平均値を見るとほとんど変化が見られない結果となった。

表 4-1：目的別ゴミ処理量増減表(グループ A)

自治体名	指定袋制度導入後の事業系ごみ処理量増減実態 (%)	導入後からの現在のゴミ増減状況
久留米市	-28.6	減
輪島市	-17.0	減
伊豆市	-16.8	減
和泉市	-10.4	減
TY市	-10.0	減
高石市	-6.6	増
宗像市	5.4	増
千葉市	6.7	減
古賀市	9.0	増
浜田市	62.4	増
平均	-0.59	—

表 4-2, 4-3, 4-4, 4-5 から、ほとんどの表において微減も含めてごみ処理量の減少を見た、しかし表 4-4 の不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係においては不正搬入を防止するための方法として月に何度かの抜き打ち調査を実施する自治体においては約 1 割のごみ処理量減となったが、他の 4 項目においては全てごみ処理量増加といった結果になった。

表 4-2, 表においてはごみ減量に必要な器具の補助金制度や減量計画書の提出要請、文書指導などの自治体の行動によって事業所へのごみ減量が促されていることがわかる。こういった取り組みを行なっている自治体は約 1 割のごみ減量に繋がっている。また表 4-3

においては、指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無では、指定袋を利用しないでもごみを搬入することができるとしたら、ごみ減量は促進されないかもしれないと考えたが、他の事業系ごみ搬入方法無しのほうがわずかに減少を見せたものの大きな違は生まれなかった。

また表 4-5 から、有料指定袋制度を利用している事業所とごみ処理量増減をみると、制度を利用している事業所が少ない自治体のほうが前々年比と比べてごみ減量に成功していることがわかる。この結果からより多くの事業所が指定袋制度を利用したほうが減少量が少ない・または減少しないとなると、有料指定袋制度自体にはごみ減量効果は低い、又は無いといえる。しかし事業所を多く抱える自治体には向かない制度であるといった傾向が第三章でも出ているため、他のグループも検証してみる必要がある。

表 4-2: 指定袋制度以外のごみ排出量減量に向けた取り組みとごみ処理量増減の関係 (A)

ごみ減量器具補助金制度 (n=2)	-14.6
口頭・文書指導 (n=5)	-13.0
減量計画書提出要請 (n=3)	-11.0
資源ごみ無料回収 (n=2)	-0.5
エコショップ認定制度 (n=1)	6.7
事業所の实地調査 (n=1)	6.7
多量排出事業者へ指導 (n=2)	8.1
特になし (n=3)	18.2
その他 (n=1)	5.4

表 4-3 : 指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係 (A)

指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
無 (n=5)	-3.1
有 (n=7)	5.9

表 4-4 : 不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係 (A)

不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
抜き打ち調査 (n=3)	-13.6
収集業者に依頼 (n=4)	4.2
ごみ焼却施設での搬入物検査 (n=3)	6.9
利用者事前登録制 (n=2)	20.8
特になし (n=2)	6.3

表 4-5 : 指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係 (A)

指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係 (%)	事業系ごみご処理量増減割合
1000~5000事業所 (n=5) 3 4	-6
~1,000事業所 (n=4)	-4.4
10,000~3000事業所 (n=1)	6.7
5000~10000事業所 (n=0)	-

以下表 4-6 からグループ B（有料指定袋導入理由として家庭ごみと区別明確化を選択した群）の分析結果である。

表 4-6 から、アンケート調査時に有料指定袋制度を導入する目的として「家庭ごみと区別の明確化」を挙げている 8 自治体のうち 5 自治体について、事業系ごみのごみ処理量の減少が見られる。

また、有料指定袋制度を導入した次年度と 2010 年度のゴミ処理量を比べた結果、ここでも減量に成功している自治体の 5 自治体の内のほとんどが長期的に見てもごみ減量を行っていることがわかる。

逆に有料指定袋制度を導入した前後でごみ処理量が増加した自治体は 3 自治体あった。またその後の経過として 2 自治体が増加傾向にあることがわかる。

表 4-6：目的別ゴミ処理量増減表(グループ B)

自治体名	指定袋制度導入後の事業系ごみ処理量増減実態 (%)	導入後からの現在のゴミ増減状況
輪島	-17.0	減
伊豆	-16.8	減
和泉市	-10.4	減
TY市	-10.0	減
高石市	-6.6	増
WK市	1.5	増
千葉市	6.7	減
鹿嶋市	34.5	増
平均	-2.3	—

表 4-7、4-8、4-9、4-10 から、グループ A（有料指定袋制度を導入する理由としてごみ減量を目的とした群）とは違い、前々年よりごみ処理量の増加が見られる項目が多くなっている。また不正搬入防止の有効なチェックシステムとして抜き打ち調査が微減となりグループ A と同様、ごみ処理量減少に関係していた。

表 4-10 に関しては、グループ A と同じく事業系ごみ有料指定袋制度利用者の少ない自治体に関してマイナスの相関が強く出る結果となった。

表 4-7：有料指定袋制度以外の取り組みとごみ処理費用の関係 (B)

指定袋制度以外の取り組みとごみ処理増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
口頭指導 (n=3)	-2.9
減量計画書提出要請 (n=2)	1.5
事業所の実態調査 (n=1)	6.7
許可業者に対して指導 (n=1)	6.7
特になし (n=4)	5.9

表 4-8：指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係 (B)

指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
無 (n=2)	1.1
有 (n=7)	7.2

表 4-9：不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係 (B)

不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
抜き打ち調査 (n=3)	-0.2
収集業者に依頼 (n=3)	0.8
見回り確認 (n=1)	34.5
特になし (n=3)	2.2
その他 (n=2)	-2.2

表 4-10：指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係 (B)

指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
1000～5000事業所 (n=4)	-17.0
～1,000事業所 (n=3)	-8.7
10,000～3000事業所 (n=1)	6.7
5000～10000事業所 (n=0)	-

以下表 4-6 からグループ C（目的に小規模または住居併用型店舗用を挙げた群）の分析結果である。

表 4-11 から、アンケート調査時に有料指定袋制度を導入する目的として「小規模または住居併用型店舗用」を挙げていた 4 自治体の全てに、微減も含めて事業系ごみのごみ処理量の減少が見られる。

また、有料指定袋制度を導入した次年度と 2010 年度のゴミ処理量を比べた結果、ここでも減量に成功している自治体の 4 自治体の内のほとんどが長期的に見てもごみ減量を行っていることが分かる。各自治体の平均ごみ処理量の減少の割合は-11.5 であった。

表 4-11：目的別ゴミ処理量増減表(グループ C)

自治体名	指定袋制度導入後の事業系ごみ処理量増減実態	導入後からの現在のゴミ増減状況
輪島	-17.0	減
伊豆	-16.8	減
id市	-11.0	減
ue市	-1.2	増
平均	-11.5	—

表 4-12, 4-13, 4-14, 4-15 から、どの項目もごみ処理量の減少に関する相関が出る結果となった。特に有料指定袋制度以外の取り組みとごみ処理費用の関係においては特に何も取り組みを行っていない自治体に関しても前々回のごみ処理量と比較してマイナスとなった。

しかし表 4-14 ではグループ A,B とは違い許可業者に依頼して不正搬入物をなくす取り組みが最もごみ処理量の減少となった。この理由として小規模店舗または住居併用店舗用に有料指定袋制度を導入したために、ごみ袋数自体が少なく、又は少量のために、許可業者が搬入する時に不正排出の有無を確認することが可能になったということが他のグループとの違いを生み出す要因となった。

表 3-15 からわかるように、他のグループでも比較のごみ処理量の減量を行っていた有料指定袋制度利用者数が 5000 以内の自治体でグループ C が構成されていることがこの結果につながっていると推測される。

表 4-12：有料指定袋制度以外の取り組みとごみ処理費用の関係 (C)

指定袋制度以外の取り組みとごみ処理増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
口頭指導 (n=1)	-17.0
直接搬入可 (n=)	-11.0
直接搬入不可 (n=1)	-1.2
特になし (n=1)	-16.8

表 4-13：指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係 (C)

指定袋制度以外での事業系ごみ搬入方法の有無とごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合 (%)
有 (n=2)	-14.0
無 (n=2)	-9.0

表 4-14：不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係（C）

不正搬入防止のためのチェックシステムとごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合（%）
許可業者に依頼（n=1）	-17.0
ごみ焼却施設での搬入物検査（n=1）	-16.8
利用者事前登録制（n=1）	-11.0
特になし（n=1）	-1.2

表 4-15：指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係（C）

指定袋制度を利用している事業所数とごみ処理量増減の関係	事業系ごみご処理量増減割合（%）
1000～5000事業所（n=2）	-18.2
～1000事業所（n=1）	-16.8
10,000～3000事業所（n=0）	-
5000～10000事業所（n=0）	-

4-4-3 制度導入目的毎の施策実施実態について

上記において有料指定袋制度の導入目的によるごみ処理量の増減結果について判明したが、各自治体の指定袋制度導入目的と、その目的を達成するための他の政策実施の内容について分かったこと表 4-16, 4-17 にまとめた。先に挙げたグループ A, B, C をさらに「ごみ減量に関する項目」、「ごみの区分に関する項目」の 2 つに分け、それらを政策実施内容ごとに 4 項目、「ごみ減量補助」、「ごみ減量要請」、「指定袋制度の啓発」、「不正排出チェック」でまとめた。以下に記載していく。

表 4-16 から、ごみ減量に関する項目、「ごみ減量補助」、「ごみ減量要請」に関してそれぞれ 6 件・17 件の回答を得た。なおごみの区分に関する項目の回答数は「指定袋制度の啓発」、「不正排出チェック」の項目順に、6 件・9 件であったが、ごみ減量の回答が多い理由に、指定袋制度を導入している自治体の 40% 以上がごみ減量を目的としているからであると考えられる。

表 4-16：内容分類別の施策実施数(回答自治体数=23)

政策実施内容	ごみ減量に関する項目		ごみの区別に関する項目	
	減量補助に関する項目	減量要請に関する項目	指定袋制度の啓発に関する項目	不正排出チェックに関する項目
回答数	6	17	6	9

*複数回答があるため合計は自治体と一致しない

表 4-17 から、赤色の項目が指定袋制度導入目的別に分けた項目の中で最も高い数値が出た部分で青色の項目が最も低い数値である。例として、ごみ減量に関する項目(グループ A)に関して、減量要請に関する項目が最も高く、不正排出に関する項目が最も低いというこ

とになる。また表を大きく4分割しているが、①はごみ減量を指定袋制度の導入目的とした自治体が多く導入している施策の分野で、逆に④がごみの区別を指定袋制度の導入目的とした自治体が多く導入している施策の分野である。

共に多く導入している施策の分野が正反対にあることが分かる。

表 4-17：指定袋制度導入理由別の施策実施項目割合

	政策実施内容	ごみ減量のため (グループA)	家庭ごみと区別 (グループB)	小規模店舗または 住居併用型店舗用 (グループC)	横合計
ごみ減量に関する項目	減量補助に関する項目	6 (24%) ①	2 (10%)	0 (0%) ②	8
	減量要請に関する項目	10 (40%)	5 (26%)	3 (38%)	18
ごみの区別に関する項目	指定袋制度の啓発に関する項目	6 (24%) ③	6 (32%)	1 (12%) ④	13
	不正排出チェックに関する項目	3 (12%)	6 (32%)	4 (50%)	13
	縦合計	25	19	8	

4-4-4 有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性について

各自治体が販売する指定袋の価格とごみ減量効果の関連性について分析を行う。追加アンケートで回答を得た各自治体の指定袋のサイズや料金をまとめ、それぞれ重回帰分析をおこなった。なお指定袋の料金や、指定袋のサイズについての分類は以下表 4-18 に記載する。

表 4-18 において、各自治体のごみ増減結果については指定袋制度導入前後でのごみ増減の度合いで三分割し「マイナス」、「プラス」、「普通」に分けた。また、指定袋のサイズにおいて、大袋・小袋の2種類を販売している自治体に対しては大袋価格と小袋の価格ごとに分け、袋の値段の平均値と比べそれぞれ「高い」、「低い」の二つに分類し分析した。なお計算方法については大袋・小袋共に同様である。

表 4-18：ごみ減量結果と指定袋の価格分け一覧

各自治体のごみ増減結果	数値分類	大袋価格	数値分類	小袋価格	数値分類
-17.0	マイナス	40	安い	30	安い
6.7	普通	650	高い	220	高い
62.4	プラス	80	安い	40	安い
34.5	プラス	400	高い	200	高い
1.5	普通	70	安い	50	安い
9.0	プラス	70	安い	45	安い
-28.6	マイナス	60	安い	40	安い
5.4	プラス	100	高い	65	高い
-16.8	マイナス	50	安い	15	安い
-6.6	普通	100	高い	70	高い
-11.0	マイナス	100	高い	70	高い
-10.0	普通	390	高い	100	高い

下記が分析結果である。指定袋の価格とごみ減量結果の相関として、黄色の項目において $t \geq 2.55$ に達しなかったため、大袋・小袋ともに信頼度の高い分析結果は得られなかった。また決定係数も同様に信頼できる数値には至らなかった。また同様のデータから相関分析も行ったが（表 4-21）他の分析と同様の結果となった。

こういったことからごみの有料化の分野での先行研究では、有料化のごみ処理手数料の額とごみ減量効果についての関係性は確認されていたが、事業系ごみの指定袋制度が主体の本研究では、信頼度の高い数値は確認できなかった。理由としては、アンケートによって回答を得たデータが少なかったことが少ないことや、家庭ごみと違い事業系ごみの指定袋の金額は大小が大きいことが挙げられると考えられる。

表 4-19：指定袋の価格とごみ減量効果の関係性分析結果(1)

重回帰式	目的変数	各自治体のごみ増減結果			判定	T値	標準誤差	偏相関	単相関	符号チェック
		説明変数名	偏回帰係数	標準偏回帰F値						
大袋価格	-0.079	-0.619	0.514	0.492	[]	-0.717	0.110	-0.232	0.194	x
小袋価格	0.332	0.871	1.017	0.339	[]	1.009	0.329	0.319	0.293	
定数項	-9.795					-0.764	12.825			

表 4-20：指定袋の価格とごみ減量効果の関係性分析結果(2)

決定係数	R ² =	0.13528
自由度修正済み決定係数	R ² ' =	0
重相関係数	R =	0.367805
自由度修正済み重相関係数	R' =	0
ダーヴィンワトソン比	DW =	1.833498
赤池のAIC	AIC =	116.4273

表 4-21 : 指定袋の価格とごみ減量効果の関係性分析結果(3)

	増減結果	大袋価格	小袋価格
増減結果	1.000	0.192	0.311
大袋価格	0.192	1.000	0.867
小袋価格	0.311	0.867	1.000

4-5 まとめ

<自治体の事業系ごみ有料指定袋制度の導入理由とごみ処理量増減の関係について>

1) グループ A の場合 (ごみ減量群)

- ① 事業系ごみ有料指定袋制度を導入する理由として「ごみ減量」を目的とした自治体の内、60%がごみ処理量の減量となった。
- ② この60%は長期的にごみ減量に成功している。
- ③ 指定袋制度導入後にごみ処理量が前々年比で約20~50%増加した自治体もある。
- ④ 不正搬入防止のためのチェックシステムとして月に何度かの抜き打ち調査を実施する自治体においては約10%のごみ処理量減となった。
- ⑤ ごみ減量に必要な器具の補助金制度や減量計画書の提出要請、文書指導などの自治体の行動によって事業所へのごみ減量が促されている。
- ⑥ 指定袋を利用しないでもごみを搬入出来る環境のある自治体とない自治体では、環境のない自治体のほうがわずかにごみ処理量減少の傾向がある。
- ⑦ 制度を利用している事業所が少ない自治体のほうが前々年比と比べてごみ減量に成功している

2) グループ B の場合 (家庭ごみとの区別明確化群)

- ① 事業系ごみ有料指定袋制度を導入する理由として「家庭ごみとの区別明確化」を目的とした自治体の内、65%がごみ処理量の減量となった。
- ② グループ A より多くの自治体が多く項目でごみ処理量増加の傾向にある。
- ③ 不正搬入防止の有効なチェックシステムとして抜き打ち調査が微減となりグループ A と同様、ごみ処理量減少に関係している。
- ④ 事業系ごみ有料指定袋制度利用者の少ない自治体に関してマイナスの相関が強く出た。

3) グループ C の場合 (小規模又は住居併用型店舗用群)

- ① 料指定袋制度を導入する目的として「小規模又は住居併用型店舗用」を挙げている全ての自治体に、微減も含めて事業系ごみのごみ処理量の減少が見られる。
- ② 減量に成功している自治体の4自治体の内のほとんどが長期的に見てもごみ減量を行えている。
- ③ グループA,Bとは違い許可業者に依頼して不正搬入物をなくす取り組みが最もごみ処理量の減少となった。

4) 制度導入目的毎の施策実施実態について

- ① 各自治体が入入している施策のなかで、ごみの減量を要請・又は促す施策が最も多い結果となった。
- ② ごみ減量を指定袋制度導入目的に置いている自治体はごみ減量に係る施策を多く導入しており、ごみを区別することを指定袋制度導入目的としている自治体はごみを区別、又は指定袋制度の啓発を促す施策に多く取り組んでいることが分かった。こうした施策の違いが、減量効果の違いにつながったと考えられる。

5) 有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性について

- ① 本研究では指定袋の大小にかかわらず、有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性は見つかからなかった。

第五章 結論

5-1 本研究の結論

5-1-1 目的1の結論

目的1：「全国の市の事業系有料指定袋制度の実施実態を把握すること」について

自治体の有料指定袋制度の導入に関する基礎情報について以下のことが明らかになった。

- (1) 有量指定袋制度を導入するに当たり、約80%の自治体が特に制度を導入する前に他の自治体を参考にするという事はなかった。
- (2) 各自治体の有料指定袋制度以外の事業系ごみ減量への政策は数多くあり、全体の73%の自治体は有料指定袋制度以外にも他の取り組みを行っている。

上記の(2)(3)について、以下に示す。

各自治体の有料指定袋制度の導入については、袋の販売方法やサイズ、収集・運搬の仕方など、制度を導入した目的毎に違っている。これと同時に有料指定袋制度以外の取り組みも数多くあり、中でも多くの自治体に取り組んでいたのが「資源ごみの無料回収」、「多量排出事業者に対する減量計画書の提出要請」、「不正排出事業者に対する注意」等である。

また、3章4章を通して比較的事業所数の少ない自治体のほうが有料指定袋制度を導入し、またごみ減量に成功している傾向がある。これは有料指定袋制度は管理の難しさや制度を広く深く理解してもらうのが難しいといった側面から、多くの事業所を抱える自治体には不向きで、管理者の目線からすると多くの事業所に公平に対処するのが難しく、こういった結果につながったと考えられる。

ごみ減量に関係すると予測される項目について、以下のことが明らかになった。

- (1) 平成20年以降に導入した市はすでに全体の30%を超えており、近年有料指定袋制度を導入する市が増加傾向にある。
- (2) 各自治体の有料指定袋制度を導入した理由として42%の自治体が「ごみ減量」のため、33%が「家庭ごみと区別」するため、25%が「住居併用または少量排出事業者と区別」するためとなった。
- (3) 有料指定袋制度の導入に際しての事業所の規模や業種による指定の有無については53%が特になし、43%が規定ありとなった。
- (4) 各自治体のゴミ運搬・収集の体制について最も多かったのは、運搬・収集は自治体が許可した業者(民間)で処理が直営(自治体運営)といった形態である。
- (5) 市役所による戸別収集は全体の4%の自治体でしか実施していない。
- (6) 不正排出業者へのチェックシステムとしては許可業者に任しているか特に具体的なものはなしといった自治体が全体の70%を占めている。
- (7) 全体の80%の自治体が指定袋をスーパーやコンビニなどの指定販売所で販売し、ご

み処理手数料も指定袋の価格の一部として同時に回収している。

- (8) 実際に有料指定袋制度を利用して搬入されたごみ量を把握している自治体は全体の25%ほどしかない。
- (9) 全体の70%以上の自治体は有料指定袋制度を利用して搬入されたごみと家庭ごみを同時期に回収して回るため、指定袋制度によってごみが減少又は増加したかどうか把握していない。

上記の点について、以下に示す。

有料指定袋制度の導入に際しての利用事業者の業種や規模に関する規定について、有と答えた自治体の多くは一回の回収量についての規定（一回のごみ回収での搬入量の上限が一袋まで等）が大半を占めており、また有料指定袋制度を導入した理由に小規模店舗や住居併用型店舗との区別を挙げている自治体は、対象とする自治体の規定について、一日に事業所から排出されるゴミ量が一般家庭と同程度の事業所のみ指定袋制度の対象とするといった回答が多くあった。

有料指定袋制度導入前での問題点と導入後での問題点について、以下のことが明らかになった。

- (1) 有料指定袋制度導入前での問題点として全体32%の自治体は特になしといった回答になった。
- (2) 有料指定袋制度を導入してから起こった問題点として家庭ごみの混入が35%で上位に挙げられた。
- (3) 問題点を把握した後の行動としては収集所を担当している許可業者にゴミの確認や監視を要請しているといった回答が全体の40%を占めた。

上記について、以下に示す。

有料指定袋制度導入前の問題点としては特になしや無回答が目立ったが、家庭ごみ用の指定袋で出されるといったものが多くあった。また有料指定袋制度導入後でも問題点として家庭ごみの混入が上位に挙げられていることから、

- ① 利用者に対する指定袋制度の認知度不足
 - ② 利用者のマナー違反
- が挙げられる。

各自治体の有料指定袋制度の廃止案の有無について、以下のことが明らかになった。

- (1) 約94%の自治体は有料指定袋制度の廃止は検討していない
- (2) 有料指定袋制度の廃止した自治体・又は廃止予定のある自治体の主な理由としては
 - ① 市町村合併による自治体内での制度や仕組みの違いが生じたこと

- ② 制度導入時から歳月が流れ現在の自治体の規模や仕組みとの不具合が生じた
等が挙げられる。

5-1-2 目的2の結論

目的1：「事業系ごみ有料指定袋制度のごみ減量促進効果の比較調査」について

第4章のように有料指定袋制度導入理由別に3つに分けて以下に記載していく。その後、制度導入目的毎の施策実施実態と、有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性について明らかになったことを記載していく。

(1) 有料指定袋制度導入理由：ごみ減量のため（グループA）

データ集計の結果、事業系ごみ有料指定袋制度を導入する理由として「ごみ減量」を目的とした自治体の内、60%が有料指定袋導入前後でごみ処理量の減量に成功している。

また第3章より不正搬入防止のためのチェックシステムとして最も多くの自治体が行っていた「月に何度かの抜き打ち調査を実施」する自治体においては約10%のごみ処理量減という結果となった。しかし仮にそこで不正搬入が発覚したとしても殆どの口頭注意に留まり、厳しい罰則というのは特に設けていないという結果となった。

また追加アンケートから（第3章後半より）指定袋を利用しないでもごみを搬入出来る環境にある自治体とない自治体では、ごみを搬入出来る環境のない自治体のほうがわずかにごみ処理量減少の傾向があるが、有料指定袋制度を利用している事業所が多い自治体は、ごみ処理量の増加が見られ、有料指定袋制度を利用している事業所が少ない自治体のほうが前々年比でごみ減量に成功していることから、有料指定袋制度にはごみ減量促進効果はあっても、明確なごみ減量効果は無いといえる。

(2) 有料指定袋制度導入理由：家庭ごみとの区別明確化のため（グループB）

事業系ごみ有料指定袋制度を導入する理由として「家庭ごみとの区別明確化」を目的とした自治体の内、65%が有料指定袋導入前後でごみ処理量の減量に成功している。またグループAと比較した場合、多くの自治体が多く集計項目でごみ処理量が増加の傾向にある。その中で唯一不正搬入防止の有効なチェックシステムとして抜き打ち調査が微減となりグループAと同様、ごみ処理量減少に関係しているといえる。またここでも傾向として事業系ごみ有料指定袋制度を利用している事業所数が多い自治体はごみ処理量が増加しており、逆に有料指定袋制度を利用している事業所数が少ない自治体に關してマイナスの相関が強く出ている。

(3) 有料指定袋制度導入理由：小規模又は住居併用型店舗のため（グループC）

料指定袋制度を導入する目的として「小規模又は住居併用型店舗用」を挙げている全ての自治体に、微減も含めて事業系ごみのごみ処理量の減少が見られる。また減量に成功している自治体の4自治体の内のほとんどが長期的に見てもごみ減量を行っている。

そしてグループA,Bとは違い、不正搬入防止の有効なチェックシステムとして抜き打ち調査が最も大きなごみ処理減少量となったのではなく、許可業者に依頼して不正搬入物をなくす取り組みが最もごみ処理量の減少となった。

グループCが最もごみ処理量の減量に成功している要因として、自治体が抱える事業所数（有料指定袋を利用している事業所数）が少なく、自治体や許可業者のチェックが行き届くようになっていたことが挙げられる。第三章で明らかになった各自自治体の事業所数平均から見てもA～Cグループから順に、18190.7事業所、14701.3事業所、4289.8事業所となっている。

こういったことから先の結果からみてグループCは他のグループと比較して有料指定袋制度と最もマッチした構成である自治体が多いことが挙げられる。

(4) 制度導入目的毎の施策実施実態について

各自自治体で導入している施策のなかで、ごみの減量を要請又は促す施策が最も多い結果となった。またごみ減量を指定袋制度導入目的に置いている自治体はごみ減量に係る施策を多く導入しており、ごみを区別することを指定袋制度導入目的としている自治体はごみを区別、又は指定袋制度の啓発を促す施策に多く取り組んでいることが分かった。

(5) 有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性について

本研究では指定袋の大小にかかわらず、有料指定袋制度の価格とごみ減量効果の関係性について信頼度の高い分析結果は得られなかった

5-2 研究全体を通じた考察

5-2-1 研究全体の考察

事業系ごみ有料指定袋制度に関して、当初はごみ減量を大前提として、そこから家庭ごみとの区別を明確化（小規模又は住居併用型店舗にも当てはまる）したり、ごみ処理料金の流れを簡略化するものであると考え調査を進めてきたが、その大前提であるごみ減量に関して、減量に成功している自治体も存在するが、全体的にみると減少した自治体、増加した自治体は半々であり、また有料指定袋制度導入前後でみると減少傾向にあるが、長期的にみるとごみ処理量が増加している自治体も多々存在した。

また調査するに当たって、第三章・第四章で述べているが、年間の一般事業系ごみの処理量は調査できるが、有料指定袋制度を利用して事業所が排出したごみのみの搬入量は不明といった自治体が殆ど全てで、「指定袋の販売枚数が減少しているから減少傾向にある」

といった回答はあったものの、そもそも有料指定袋利用による純粋なごみ処理量の増減は不明といった部分が研究として白黒ははっきり出ずに、うやむやになった。

よって具体的に「事業系ごみ有料指定袋制度」を考察するとしたら、3つのことが挙げられる。

1つ目に事業系ごみ有料指定袋制度は指定袋利用事業者に、月々のごみ排出量を明確に見せることでごみの増減を体感して考えても貰い、ごみ減量に努めてもらう制度で、基本的には事業系ごみ排出事業者への「意識改善」するものであると考えられる。

2つ目に、事業系ごみ有料指定袋制度とは家庭ごみと事業系ごみの料金格差から発生する「抜け穴」をなくし平等なごみ処分費の徴収を行い、かつごみ搬入の流れをスムーズにするには有効な制度であると考えられる。ただしこれには不正搬入を見抜くチェックシステムや罰則などが必要不可欠である。

3つ目に、事業系ごみ有料指定袋制度は、ごみ減量には大きな効果がなく、また平等なごみ処分費用の徴収を行える制度であるので、多くの事業所を抱える自治体には不向きであるとする。理由として上記にも述べたが、どうしても不正搬入を防ぐためのチェックシステムが雑になるからである。事実、グループA・BとグループCではチェックシステムによるゴミ処理量増減にあたる影響の上位が異なっており、また取り組んでいるチェックシステムにも変化が見られた。抱える事業所数が少なく、またごみ処理量の減少に成功しているグループCの自治体の方は、指定袋の数（ごみ搬入量）が少ないことから、許可業者に不正搬入の有無を確認して貰うことで、ごみ処理量減少率を高めている。

以上の3点が事業系ごみ有料指定袋制度の考察結果である。

5-2-2 有料指定袋制度における理想自治体モデルの提案

本研究の意義として、「これから事業系ごみ有料袋制度の導入や見直しを検討する自治体にとって、有効な施策や提言をすること。また、事業系ごみ有料指定袋制度を導入している自治体の中で、さらにゴミ減量に成功している自治体の特徴などを明確にし、他の自治体の参考となる」としていることから、以下に有料指定袋制度を導入することでごみ処理量の減少や、ごみ処理料金徴収の公平性の確保を期待できる自治体の形態や制度の仕組みを示す。

(1) 有料指定袋制度導入によってごみ減量が期待できる自治体の構造と制度の仕組み

① 自治体の構造について

- ・有料指定袋制度を利用する事業所数が5000ヶ所未満の自治体
- ・大型多量排出事業所の少ない自治体

② 事業系ごみの排出方法について

- ・自治体指定のごみ収集業者にのみ契約できるようにする
- ・有料指定袋制度を利用する業者について、事前登録制にする

③ 有料指定袋制度の料金設定について

- ・家庭ごみのごみ処理料金と事業系ごみのごみ処理料金が同じ又は近づける
- ・有料指定袋制度利用の方が事業者の直接搬入より安くごみを排出できる様にする
- ・他の事業系ごみ排出方法の値段とあまり差が出ない料金形態をとる
- ・袋のサイズを数種類作成する

④ 不正搬入防止のためのチェックシステムについて

- ・許可業者が搬入物をチェックする体制をとる
- ・月に何度か自治体独自に搬入物チェックする
- ・指定袋利用に関して事前登録制よって違法排出業者をすぐに特定できる体制をとる
- ・違反者注意・ごみ排出方法の改正指示
- ・家庭ごみ混入・または家庭ごみ有料指定袋によるゴミ排出は受け付けないようにする

- ・許可業者の方で排出事業者の月々の排出ごみ袋枚数を把握する

以上を含んだ有料指定袋制度の構築を薦める。第三章で浮き彫りになった問題点「家庭ごみの混入」、「不正搬入防止のためのチェックシステムの有効性」を含んだ③④について補足する。まず家庭ごみ混入の問題であるが、アンケートの回答結果では問題解消方法として有料指定袋制度の周知徹底や排出事業者のマナー改善といった部分が多く見受けられた。しかしここでのより確かな解決方法としては、家庭ごみのごみ処理費用と事業系ごみのごみ処理費用を出来るだけ近づけることであると私は考える。

ごみ回収費用の高い事業系ごみの指定袋に家庭ごみが混入されて排出される部分には、排出者本人が損をする形になり、仮にこれを防ぐとすると目視により注意を喚起するしかないが、ごみ回収費用の安い家庭系の指定袋に事業系ごみを混入して排出する分には、ごみ処理費用の公平な徴収に支障をきたすことになり問題が生じる。また目視で判断しづらいことから、後者について、料金格差を緩和することで金銭面での抜け穴をなくすことができ、そのリスクを軽減できるのではないかと考える。また有料指定袋の値段について、有料指定袋制度の利用以外の排出方法である、直接搬入や許可業者の収集運搬処理料金よりも安くしすぎる又は高くしすぎるとごみ減量効果が軽減してしまう恐れがあるため、近い料金にするべきである。（第三章の表 3-26「その他」回答抜粋）

次に不正搬入防止のためのチェックシステムの有効性であるが、許可業者が搬入物をチェックする体制をとるといのが不正搬入を防止する上で一番有効であると考え。現在の各自治体の実施実態においても、この取り組みはなされているが、全体のわずか 30%にとどまっており、それと同時に、「特になし」といった回答も 30%となっている。また一定の収集所でごみを集めるため、不正業者の特定が難しいといった意見もアンケート調査で得られたが、（第三章の表 3-28「その他」回答抜粋）これについては有料指定袋制度利用事業者には事前に申請して貰い、どの事業所が排出した袋か分かるようにすることでこ

ういった問題も解消できると考える。現在すでにそういった制度を導入している自治体も存在するが、全体の8%ほどにとどまっているのが現状である。

以上が有料指定袋制度導入によってごみ減量が期待できる自治体の構造と制度の仕組みの説明であるが、これらの制度や仕組みを取り入れるには大前提として有料指定袋制度を利用する事業所数が少ないことや、有料指定袋制度の導入目的の比重を家庭ごみとの分別、公平なごみ処理料金の徴収に置いている自治体に限られると言える。

5-3 今後の課題

本研究では先行研究が少ないこと、また全国規模での調査であるが、制度導入事例の少ないものを研究課題としたため、データのほとんどをアンケート形式で集めたことなどの事から、アンケート回答率や設問回答率に数字が左右され、各データの信憑性が低くなってしまったことが挙げられる。またアンケート送信前の段階では、自治体基礎情報と有料指定袋制度の減量効果についてのデータを得るためにと考えたが、実際データ集計後に考察すると、有料指定袋制度の減量効果についてより、実際にはその他の有料指定袋制度の利便性や多種多様な自治体の構造との相性などについて明確に出来るようなデータを集めた方より有料指定袋制度の未導入自治体にとって参考となる部分が多かったのではないかと考える。

また本研究では有料指定袋制度導入前後での増減結果を出したが、有料指定袋制度を利用して搬入されたごみの重量だけを知ることは不可能だったため、今後の課題としては制度未導入自治体と比較したごみ増減結果も見比べて、有料指定袋制度の減量効果に対する明確な数値を出す必要があると考えられる。

付録

付録 1 : アンケート調査票 (p 3 ~ p 13)

付録 2 : 追加アンケート調査票 (p 14 ~ p
17)

～事業系ごみ指定袋制度に関する取り組み ご担当者様の皆様へ～
事業系ごみ有料指定袋制度に関する取り組みや今後の方針について御教示のお願い

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

先日は突然のお電話失礼いたしました。

滋賀県立大学 環境科学部 4回生 福田晋伍と申します。現在、

「事業系ごみ有料指定袋制度に関する実施実態把握とゴミ減量促進効果に関する研究」というテーマで卒業兼研究を進めております。その一環として、都道府県単位で事業系ごみ有料指定袋に関する実態把握を、アンケートによりお聞きしたいと考えております。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、アンケートは、この用紙にご回答いただき(御教示可能な範囲で結構でございます)、月 日までに同封の返信用封筒で投函していただければ幸いです。

また御教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済みご確実に消去(及び廃棄)いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成23年 月

日

政策・計画学科

伍(調査担当者)

滋賀県立大学環境科学部環境

金谷研究室 4回生 福田晋

TEL522 - 8533 滋賀県

彦根市八坂 2500

研究室 TEL :

0749 - 28 - 8279

FAX :

0749 - 28 - 8349

E - Mail :

ze13sfukuda@ec.usp.ac.jp

御教示していただくにあたって

- ・ご回答、特に断りのない場合には当てはまる個所を一つだけ○でお囲みください。
(メール添付の場合は□で囲んでいただいても結構です)
- ・質問によっては、□の自由記入欄がございますが、その場合はわかる範囲でご記入していただければ幸いです。
- ・アンケート票に関しましてご質問がございましたら上記の金谷研究室の福田までお電話または mail にてご連絡いただけますようお願いいたします。
- ・関連する資料がございます場合、送付していただけますと幸いです。

御教示いただきます貴方様の

お			名			前
()
都	道	府	県	・	市	名
()
ご	担	当		部		署

()

お 電 話 番 号
()

FAX
()

メ ー ル ア ド レ ス
()

なお、アンケートのご協力いただいた都道府県の方のうち、調査結果の送付を希望される都道府県の方には卒業論文完成後（2012/3 頃）に、卒業論文の要旨を送付させていただきます。

卒業論文要旨の送付を希望されますか。

A 希望する（ 郵送・メール ）

B 希望しない

1 自治体の基礎情報に関して（4問）

問1 御市が抱えている事業所数についてご教示ください

(ホームページにおいてすでに調査したものは記入しています。修正があればお願いします) →事業所数() 箇所

問2 御市と同じ県内で他に事業系ごみ有料指定袋制度を導入している市で把握している市がありましたらご教示ください(有・無)

・有の場合

→ { 市・ 市・ 市・ 市・ 市・ 市 }

問3 制度導入時、参考とした自治体の有無についてご教示ください

(有・無)

・有の場合

→ (市・ 市など)

問4 現在の事業系ごみ有料指定袋制度以外のゴミ対策に関する取り組みの有無についてお答えください。

(有・無)

・有の場合

(自由記入欄)

2 事業系ごみ有料指定袋制度に関して (9問)

問1 事業系ごみ有料指定袋制度の制度導入決定時期についてご教示ください (記述)

指定袋制度施行時期 平成 年頃～
指定袋制度開始日 平成 年 月 日

問2 事業系ごみ有料指定袋制度の導入経緯についてご教示ください (選択・記述複数回答可)

{ ゴミ減量のため ・ 家庭ごみとの特別を明確にするため ・ 小規模店舗または住居併用型店舗などの不公平をなくすため ・ その他 }

→その他と答えた場合

自由記入欄

問3 事業者への制度導入についての告知の仕方・又は告知期間はどの程度だったのかご教示ください（選択、一部記述）

告知期間（約 ～ ヶ月）

告知方法（インターネット ・ ホームページ ・ 新聞等の雑誌 ・ 口頭にて ・ その他）

自由記入欄

→その他と答えた場合

問4 事業系ごみ指定袋制度の対象とする事業所の業種や規模、決まりごとがありましたらご教示ください（選択・記述）

対象事業者に関する選別（有 ・ 無）

→有の場合

業 種
（ ）

規 模
（ ）

そ の 他
（ ）

問5 廃棄物処理（主に事業系ごみ指定袋による廃棄）に関わる仕事をなされている市役所員の方の業務内容について具体的にご教示ください。（記述）

・廃棄物の収集に関して（民間 ・ 自営 ・ その他）

→ そ の 他 の 場 合 （ 仕 事 内 容 記 入 欄 ）

・廃棄物の処理に関して（民間 ・ 自営 ・ その他 ）

→ その他の場合（仕事内容記入欄：）

問6 事業系ごみ有料指定袋の回収方法についてご教示ください（選択・記述、複数回答可）

指定袋回収方法について

（民間業者が回収、搬入 ・ 私営トラックによる回収 ・ 事業者独自に搬入 ・ 市役所員が戸別回収 ・ その他 ）

→その他と答えた方・又は補足項目がございましたらご記入ください

自由記入欄

問7 事業者について事業系ごみ有料指定袋以外のゴミの出し方があるかどうかご教示ください（選択・記述）

事業系ごみ有料指定袋制度以外のゴミの出し方（有 ・ 無 ）

→有の場合、どのような書き方かご記入ください

自由記入欄

問 8 指定袋制度が正確に使われているか、又は不正はないかなどをチェックするための工夫やシステム等がありましたらご教示ください。(記述、なし場合は無しとお答えください)

自由記入欄

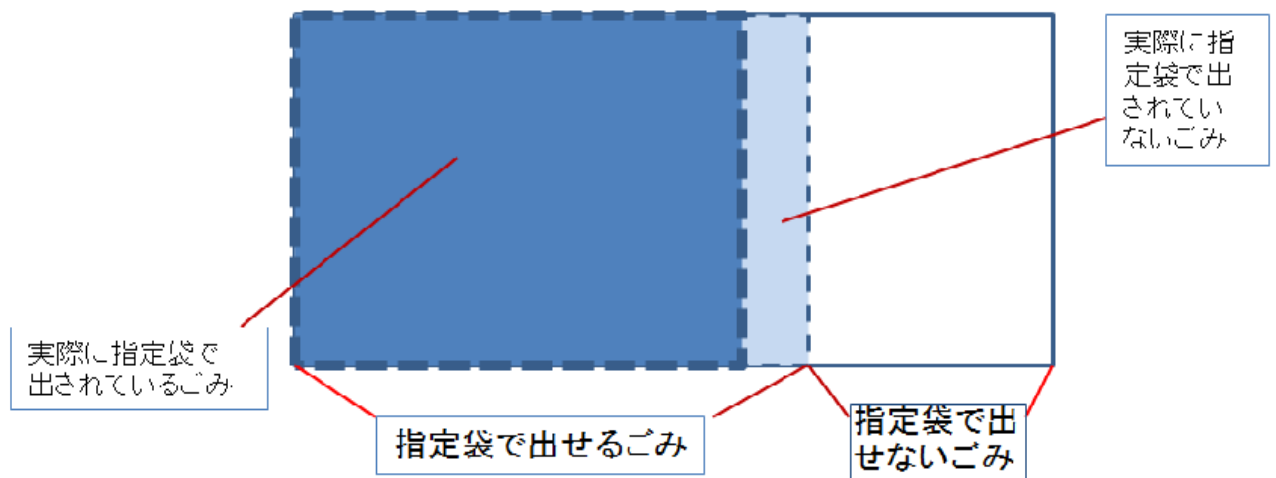
問 9 同市での指定袋の使用率、また事業系ごみの年間搬入出量に占める指定袋での搬入ごみ量が分かればご教示ください(選択・記述)

指定袋使用率 ・分かる(約 %) ・分からない

事業系ごみ年間総搬入量の

指定袋による搬入量の占める割合 ・分かる(年間約 %) ・分からない

下記例図↓



3 問題点に関して

問 1 事業系ごみ有料指定袋制度実施までに実際に起こった、又は考えられた問題点がありましたらお答えください（記述・無しの場合は無しとお答えください）

問 2 事業系ごみ有料指定袋制度実施後に見つかった問題点がありましたらお答えください（記述・無しの場合は無しとお答えください）

問 3 今後問 15 にて記載された問題点を改善する予定はありますか。また解決案などを検討していらっしゃるのらご教示ください（記述・問 15 にて記載された方のみ回答）

問 4 事業系ごみ有料指定袋制度実施後の具体的な減量効果について把握している範囲でご教示ください（記述）

制度導入前事業系ごみ排出量↓

年 (t/年) ~

年 (t/年)

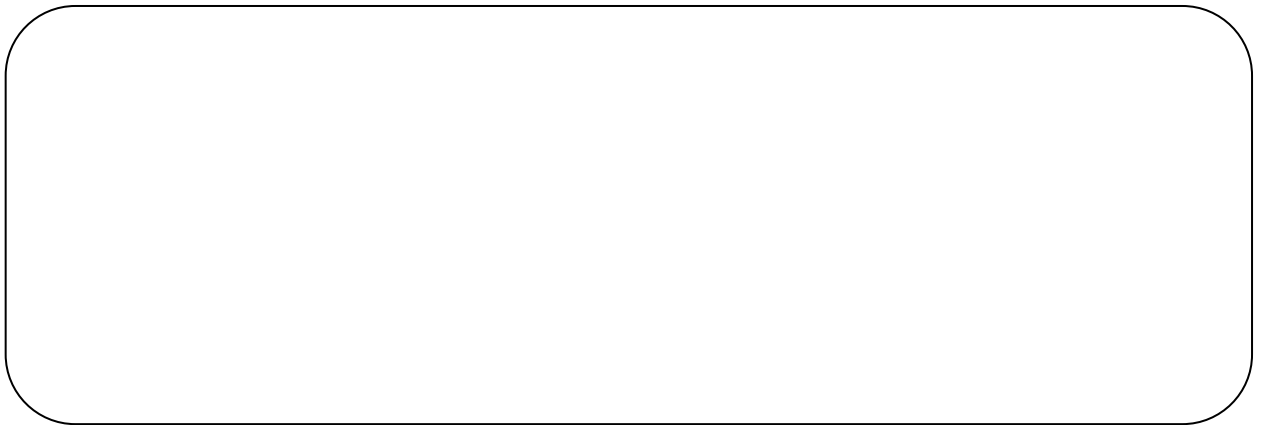
制度導入年事業系ごみ排出量↓

年 (t/年)

現在の事業系ごみ排出量↓

年 (t/年)

その他ゴミ減量の増減について何か詳細な情報がございましたら是非ご記入ください



4 今後に関して

問 1 事業系ごみ有料指定袋制度を今後中止・または中止する予定があるかどうかお答えください（選択・記述）

制度中止予定（有 ・ 無 ）

↓有と答えた方に質問です

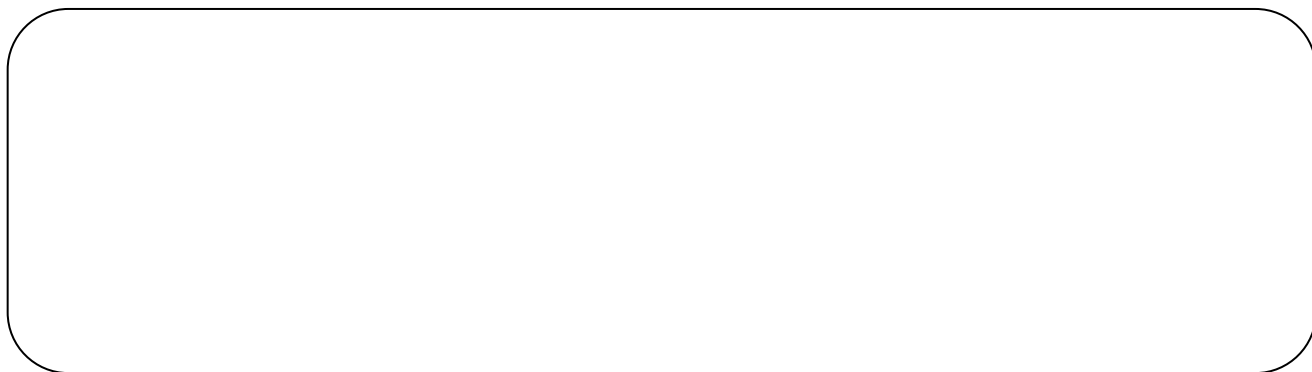
制度を中止しようと検討している理由について記載ください

問 2 事業系ごみ有料指定袋制度中止後になにかゴミ減量に関して取り組む予定があればお答えください（選択・記述）

その他制度開始予定（有 ・ 無 ）


↓有と答えた方に質問です

どういった制度導入を検討中かお答えください



5 その他

問 1 貴市が行っている事業系ごみの関する制度について何か独自に設定した取り決め等
がございましたらご回答お願いします。(記述・無の場合は無記入)



6 市名の掲載について

卒業論文や論文発表などの際に、項目により市名を記載させていただきたい場合がございます。もしご事情により市名を乗せることに支障のある項目がある場合がございます。以下の該当項目に丸をお付けください。○をつけていただいた項目に関しましては、市名を掲載いたしません。

1 自治体の基礎情報に関して

(問1) (問2) (問3) (問4)

2 事業系ごみ有料指定袋に関して

(問1) (問2) (問3) (問4) (問5)

(問6) (問7) (問8) (問9)

3 問題点に関して

(問1) (問2) (問3) (問4)


4 今後に関して

(問1) (問2)

5 その他

(問1)

以上で質問は終わりです。アンケートにご協力していただき、ありがとうございました。この結果は大切に保管・使用させていただきます。このアンケートに関してご意見・感想等がございましたら以下にご記入していただければ幸いです。



ありがとうございました。

<追加アンケート質問項目>

<前回同様回答時は設問に○をする形でご回答ください。
答えにくい・または分からない場合は無記入をお願いします>

質問① 事業系ごみの有料指定袋の価格、サイズの種類、事業所への販売・配布方法・
処理費用の支払い方についてご教示ください。(選択・記述)

・袋の価格について ()円

・サイズの種類について 1. 有 2. 無

・各事業所への販売・配布方法について

・処理費用の支払い方について 1. 許可業者を仲介して徴収 2. 自治体が直接徴
収

3. 販売所などを通じて徴収 4. その他

その他記入欄：

質問② 前回のアンケートで指定袋制度導入前後での事業系ごみの搬入量をお教えい
ただきましたが、実際に有料指定袋制度を導入してから、指定袋での排出を義務付けてい

る事業所からのゴミ搬入量が「減少した、または増加した」かどうかご教示ください。(選択)

1. 減少した 2. 増加した 3. どちらでもない 4. その他
2.

その他と答えた方へ
具体的な内容を記述をお願いします

質問③ 前回のアンケートの回答結果から、家庭ごみとの区別が難しくゴミ処理料金の不公平が発生しているといった回答が多く見受けられましたが、不正排出事業者への不正防止のためのチェックシステムとして「事前に排出事業者申請してもらい、登録番号を付けている」や「抜き打ち調査」といった回答が多数見受けられました。

そこでもし不正排出が発見された場合、その後排出事業者に対してどういった対応をなされているのかご教示をお願いします。(記述)

また、再三の注意にもかかわらず改善が見られない場合などはありますか？またどういった対応をおとりになりますか？

質問④ 前回のアンケート結果をみていると、私は有料指定袋制度は多くの事業所を抱えている自治体や、面積の広い自治体にはあまり向かない制度であるという印象を受けました。理由としては事業所数や規模が大きくなるにつれて民間の許可業者に頼らなければならない場面が増えて(収集や不正のチェックなど)しまい、自治体にとって不明瞭な部分が増えて、家庭ごみや事業所間での不公平が広がってしまうと考えたからです。

しかし実際には規模大きな自治体様でも有料指定袋制度を導入を見受けられます。実際あらゆるデメリットを差し引いても、有料指定袋制度は多くのメリットを発生させるものなのでしょうか？

回答者様の意見をお聞かせください。(選択)

- ・ ゴミ処理費用の公平な確保を保つにはいい制度である

<広い面性を持つ自治体の場合>

1. そう思う
2. そうは思わない
3. わからない
- 4 その他

<多くの事業所を抱える自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

その他回答欄：

・ゴミ減量を促進するうえではいい制度である

<広い面性を持つ自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

<多くの事業所を抱える自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

その他回答欄：

・家庭ごみと区別の明確化を図るにはいい制度である

<広い面性を持つ自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

<多くの事業所を抱える自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

その他回答欄：

- ・事業所から出たごみを実際に処理するまでの流れを簡略化するにはいい制度である

<広い面性を持つ自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

<多くの事業所を抱える自治体の場合>

1. そう思う 2. そうは思わない 3. わからない 4 その他

その他回答欄：

以上で終わりです。何度もご協力いただきありがとうございました。

ございました。

上記のアンケートについての感想やその他何かアドバイスなどございましたらメールや電話にてご教示いただけるとありがたいです。改めてお忙しいなかありがとうございました

自由記入欄：